

令和元年度

部局長マネジメント方針

東 大 阪 市
令和元年 7 月

はじめに

「部局長マネジメント方針」とは、各部局における政策推進のトップである部局長等が、1年間の職務を遂行するにあたり、総合計画や市政マニフェスト、市政運営方針などを踏まえ、仕事に対する決意や各々の部局で取り組む重点課題などを明らかにするものです。

特別職と局長については、総括的な立場から「私の決意」を、部長にあっては、各々の部の施策を推進していく立場から「仕事に対する基本姿勢」と「平成30年度の振り返り」「令和元年度に取り組む重点課題」を記載しています。

作成に当たりましては、私と担当の副市長、各部局長が面談を実施し、また、昨年度の重点項目の進捗状況等を踏まえ、内容を決定いたしました。

市の直面している課題は、行政各般の分野にわたり、広く多様であり、一朝一夕では解決に至らないものもありますが、この方針の作成と公表により、部局長が、私のトップマネジメントのもと、スピード感をもって諸課題へ対応し、継続的な改革につながるよう、また、市民の皆さまにも市政に対するご理解をより一層深めていただけるよう取り組んでまいります。

東大阪市長 野田 義和

令和元年度 部局長マネジメント方針

かわぐち せいじ
副市長 川口 誠司



私の決意

私は、平成23年11月に副市長に就任して以来、それまでの市職員としての経験を活かして、何よりもまず市民の生命と財産を守ること、また、市民の皆様に行政のことをわかりやすくお伝えし理解と協力を得ること、財政収支の見通しや将来を見越した行財政改革の推進、この3つのことを常に念頭に置きながら職務にあたっております。令和元年度は、次の点について、特に重点課題として取り組んでまいります。

ラグビーワールドカップ2019がいよいよ迫ってまいりました。ラグビーワールドカップ2019は全世界が注目する大会であり、本市のことをPRする絶好の機会と捉えております。1次予選グループの4試合を開催するだけでなく、本市の有するラグビー、モノづくり、文化下町の魅力を体験する観光コンテンツを地域の事業者等と開発し、花園ラグビー場を訪れる方々に本市の魅力を広く発信してまいります。

危機管理につきましては、5月にも島根県西部において震度5強の地震が発生しております。発生確率が最大80%に引き上げられた南海トラフ地震だけでなく、いつどんな災害が本市に降りかかってくるかわかりません。そのため、日頃より、職員の災害に対する意識を高め、瞬時に防災体制が整えられるよう努めてまいります。また、今年度は、大規模災害時に被災した市民が早期に必要な公的支援を受けられることができるよう、平成31年度からの運用開始を目指し被災者支援システムの構築に努めてまいります。

消防の機能向上につきましては、4月から、消防局の高機能指令センターが新システムでの運用開始となりました。119番通報のバリアフリー化として、聴覚・言語機能に障害のある方でも、スマートフォンなどを使った通報が可能となる「Net119」や拡大するインバウンドにも対応できる多言語通報にも対応しております。この新たな機能を最大限に活用できるように人材育成にも努めてまいります。

最後に、事業を確実に実行するための財源につきましては、少子高齢化に伴う市税収入の

減少など、今後ますます厳しい財政状況が続くとの予測であります。このような状況の中でも、小学校普通教室への空調整備、中学校給食に向けた施設整備、モノレール南伸事業等、多額の投資が必要な事業があります。安定した市民サービスを提供するために、事務の適正な進行管理・歳入確保を常に念頭に置き、日々事業に取り組んでまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

副市長 たちばな しずか
立花 静



私の決意

私が副市長に就任させていただき、2期7年目を迎え、常日頃から市民の皆様が将来にわたって安心して生活を送れるよう、また、本市が持続可能なまちとして発展していくことを念頭に取り組んでまいります。

まず、民生保健分野につきましては、今年度より「東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例」が施行されました。手話は言語であるという認識のもと、手話を学べる講座の開催、既存の施設を活用した手話で交流できる場の提供などにより手話の普及や啓発を進めてまいります。

また、10月から幼児教育・保育の無償化制度が始まる予定となっており、教育・保育を取り巻く環境が大きく変化する可能性があります。このことから、今年度は第2期子ども・子育て支援事業計画の策定するにあたり、ニーズ調査等を行っており、この調査により把握した市民ニーズをしっかりと掴み、今後の施策につなげていく必要があると考えております。

次に、建設水道分野につきましては、昨年度に大阪モノレール南伸に伴いモノレール及びそれに伴う駅前広場等の都市計画決定がなされました。今年度においては、都市計画決定がなされた駅前広場や周辺施設の整備に向けて、事業を推進いたします。

また、空き家対策につきましては、空き家等の所有者をはじめ、地域自治会や団体等に対する意識啓発や所有者等に対する必要な助言・指導、また、関係団体との連携により、空き家の解体等への相談に応じ、空き家の有効活用を促進します。

最後に、上下水道施設再構築事業につきましては、老朽化した水道管・下水管の更新及び耐震化を計画的に進め、市民生活に支障を生じさせないように、安全・安心で安定した上下水道サービスの提供を図ってまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

うえだ よういち
上下水道事業管理者 植田 洋一



私の決意

上下水道事業の役割は、蛇口をひねれば水が飲め、洗濯、炊事ができ、使った水は排水口へ流し、雨が降れば浸水を防ぐという日常生活を維持していく上で、欠かすことのできないものです。

近年多発する豪雨や地震及び土砂災害などによる上下水道事業への影響は大きく、施設の復旧や応急給水活動などで、市民の皆様のライフラインを守っていく使命を果たしています。

発災時の被害を最小限に留めるためにも、管路をはじめとする上下水道施設の更新が喫緊の課題であります。

しかし、上下水道事業を取り巻く環境は厳しく、少子高齢化による給水人口減少、節水意識の向上や企業の減少などによる水道料金・下水道使用料等の収入減といった課題にも直面しているところです。

そういったことから、上下水道事業の中で職員一人ひとりが経営の現状を認識し、自助努力を図り、徹底した業務の効率化、経営の健全化を進めていかなければなりません。

現在、地震や風水害、水質汚染などから市民の「安全・安心」を守るため、水道事業といたしましては、上小阪配水場の更新、菱屋西配水場など老朽化施設の電気設備の更新、基幹管路の耐震化に取り組んでいます。

また、下水道事業といたしましては、災害リスクの軽減のため、既設下水道管の排水能力を増強する雨水増補幹線の整備事業や老朽化施設の長寿命化、耐震化事業を進めています。

今後、上下水道事業として管路などの施設の更新・耐震化は、ライフラインとしての上下水道事業の市民サービス向上に加え、被災時における管路などの被害軽減（ハード対策）と、万一の被害への対応として危機管理マニュアルの整備による市民への対応の充実及びこれに基づく防災訓練等の実施（ソフト対策）により、危機管理の両輪として機能させてまいります。

上下水道局では、これらの取り組みを確実に実施することによって、より一層の「安全・安心」をお届けできるよう努めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

令和元年度 部局長マネジメント方針

つちや ほうど
教育長 土屋 宝土



私の決意

令和元年度は東大阪市の教育にとってひとつの節目となる年度になると考えています。

先ず、9年制で教育を行う義務教育学校2校の開校を含めて、全ての中学校区で小中一貫教育を本格的に実施しました。これまで、小学校6年生の中学校登校、小学校高学年における定期テストや教科担任制の導入など先行的な取組みを行ってきましたが、本年度から東大阪市独自の教科「夢トライ科」を開始し、これらをあわせて東大阪市の小中一貫教育の全体的な進め方が整いました。

そして、二つの義務教育学校において長年の懸案であった中学校給食を開始しました。食缶方式により生徒全員が給食を食べるもので、今後配膳室の整備などを順次行い、令和4年度までに全ての中学校において給食を実施していくこととしています。

また、小学校の普通教室のエアコン整備を行い、2学期から全ての小学校の普通教室でエアコンが稼動し、児童の学習環境が大きく改善されることとなります。

このように令和元年度は、いままで準備を進めてきた大きな事業が一斉に実施される年度となりましたが、今年度は二つの項目を重点項目として取り組んでいきたいと考えています。

ひとつは、「夢トライ科」を定着させ、充実させていくことです。「夢トライ科」は小学校3年から中学校3年までの7年間で三つのステージに分け、社会のあり方や、災害への備えなどの共通するテーマについて、ステージごとに学んでいくものですが、子どもたちが将来の社会でしっかりと生きていけることを目標にしており、東大阪市の小中一貫教育の柱となるよう取り組んでいきます。

もうひとつは、平成29年度に中学校の普通教室に、平成30年度に小学校の普通教室に整備した電子黒板の活用をより充実させていくことです。電子黒板は児童・生徒からも教員からも大変好評で、大半の授業で活用されていますが、これからのIT技術が教育の現場においても大きな影響をもたらすことも想定される中で、よりわかりやすい授業につながるよう、電子黒板の活用について研究し、実践していくよう取り組んでいきたいと考えています。

令和元年度 部局長マネジメント方針

やまぐち たかよし
建設局長 山口 隆義



私の決意

昨年度は、6月の大阪北部地震に始まり、7月の連続長雨、8月からの大型台風の連続襲来など、次々と自然の驚異に見まわれ、本市においても、少なからず被害が発生しました。特に、約半世紀ぶりの大阪直撃となりました台風21号は、まれにみる暴風が吹き荒れ、市内各所において、その傷跡を残しており、改めて自然災害に備える教訓となり、近年のゲリラ豪雨対策と共に、どのような対応をするべきかを再認識させられました。

「安全・安心なまちづくり」に向けて、災害に対する備えを、市を挙げて取り組んでいく必要があり、建物の耐震化だけでなく、市民生活を支えるライフライン施設の耐震化にも、引き続き取り組んでいきます。

さて本年3月には、JRおおさか東線が全線開業し、本市から新大阪駅に乗り換えなくアクセスできるようになり、各方面への利便性が益々向上しました。本市には、26の鉄道駅がありますが、市内南北交通の要である大阪モノレールの南伸事業にも、大阪府と共に積極的に取り組み、更なる公共交通の利便性の向上を図り、「住みたくなるまちづくり」に寄与していきます。

そしてなにより本年は、ラグビーワールドカップ2019が日本にて開催され、本市も花園ラグビー場にて、4試合が組まれています。建設局では、この記念すべき国際大会に向け、メインスタジアム大改修、開催場所としての花園中央公園内の関連施設整備及びアクセスルート整備を担ってきており、いよいよ世界中の方々をお迎えする準備が整いつつあります。大会の大成功に向け、最後の仕上げを怠りなく実施していきます。さらにこの記念すべき国際大会を一つの経験として、これからの景観形成についても、市民の皆様と共に考え、「より良い景観のまちづくり」を進めていきます。

令和元年度 部局長マネジメント方針

ひぐち みねお
消防局長 樋口 峰夫



私の決意

本年度は、新しい時代・令和への幕開けとなる記念すべき年度となります。

しかしながら、如何に時代が変遷しようとも、消防局では、昭和の時代から平成の時代へと連綿と受け継がれてきた普遍的な理念が存在し、私どもは、毎年度それを消防行政の基本方針として定め、職務を遂行する上において最大の目的としてまいりました。

それは、「市民生活の安全確保」という言葉（理念）です。

私はこの度、令和の時代への移行を契機に、この言葉を東大阪市消防局・局是として恒久的な道標といたしました。今後、私ども全ての消防職員は、この局是を達成することを使命として、それぞれの分野でプロ意識をもって、より高みを目指してまいります。

さて、災害は、いつ、どこで、どのような形で発生するかは予測が困難であり、日本各地で想定外の被害が多数発生している状況にあります。

昨年度の本市におきましては、大規模な倉庫や工場火災が発生したほか、大阪府北部地震や台風第21号などの自然災害により多数の被害が確認されました。また、救急需要におきましては、高齢社会の進展や災害級の暑さと言われた過酷な気象状況により、救急出動は過去最高の件数を記録いたしました。このことから、全市的な救急需要対策に最適な場所として本年10月に西消防署本署に11隊目となる第2救急隊を配置運用することになりました。

このように、今後とも時流に応じた消防力の全体的な適正配置を行い、保有する消防力を十分に活用して消防職務を遂行してまいります。

そして、本年9月には、本市の一大イベントであるラグビーワールドカップ日本大会が花園ラグビー場で開催されます。我々消防局はこの大会での消防警戒を成功させるべく、大阪府や警察、自衛隊等の関係機関と連携強化を図り、綿密な準備を進めてまいりました。また、大会当日には、大阪市消防局をはじめ近隣の5消防本部から警備応援をいただき、東大阪市民はもちろん、本市を訪れる全ての皆様の負託に応えるべく、万全な消防体制で大会に臨んでまいります。

結びに、今後とも局是「市民生活の安全確保」のため、地域に一番身近な行政機関として、同じく地域防災の担い手たる消防団と一致団結して職務に邁進することを誓い、私の決意といたします。

令和元年度 部局長マネジメント方針

とりい よしひろ
危機管理監 鳥居 嘉弘



仕事に対する基本姿勢

基礎自治体における危機管理の対応範囲は、自然災害や大規模な事故等や事件に加え、社会的・人為的な事象への対応を求められます。

大別しますと、地震・台風等の自然災害や武力攻撃・テロ行為等への国民保護措置や最近特に社会問題している特殊詐欺等の犯罪から市民を守る治安対策であります。

このため、危機の発生防止に努め、危機が発生時にも市として速やかな初動体制を取る事で、市民の生命、身体及び財産等への被害及び行政運営への支障を最小限に抑制することを基本姿勢として取り組んでまいります。

私自身、今年度から再任用危機管理監として新たなスタートで8年目の危機管理監生活を体感してまいります。今まで以上に室員とのコンセンサスを図ることで「人財（or 材）の育成」に力を注ぎ、危機管理対応職員の重層化に取り組みます。

平成30年度の振り返り

昨年度は、大阪府域でも6月の大阪北部地震、7月豪雨、台風21号・24号の風水害で、自然災害の脅威を体感した年でありました。

東大阪市でも、7月豪雨時に生駒山の土砂災害に備え東地域の16箇所の避難所を開設し32名避難者が居られました。また、台風21・24号襲来に備え全市域の第一次避難所77箇所の開設を二度行い、避難者数は742名と1,186名でした。この避難者数を振り返りますと、市民の皆様が自然災害の脅威に対し、大阪では大きな災害が起こらないと考えられているのかなと思っています。

必ず発生する南海トラフ巨大地震・生駒断層帯地震・上町断層帯地震及び地球温暖化によると思われる巨大化する台風への備え、市民皆様に如何にして「自分の身は自分で守る」行動を取っていただけるかを考えさせられた年でありました。

1 自然災害に関する取組について

自然災害に目を向けますと、近年日本各地で風水害や土砂災害が発生しています。また地震では「大阪府北部地震」・「北海道胆振東部地震」が発生しました。そして今後も局地的集中豪雨の頻発や台風の大規模化が進むことが予想されます。さらに数十年以内に南海トラフを震源とする巨大地震とそれに付随する内陸直下の地震の発生も懸念されます。

昨年度は台風第21号及び第24号の接近により、市政施行51年以来初のことでありましたが、全ての第1次避難所を開設し、一時は1千名を超える市民が各避難所に避難され、このことから、市民の間にも‘からぶり’を厭わず、早め早めの避難の意識が定着しつつあることが見て取れます。

市民にとって大きな災いは、地震や風水害といった自然災害です。昨年の台風では、本市でも家屋の損壊等大きな被害をもたらしましたが、さらに予測が難しい地震においては、地域の初動対応が、大切な人命を左右する場合があります。全国的にも自治会加入率の減少が進み、崩壊しつつあるコミュニティの強化が課題となっている今日、「防災・減災」はこの課題解決に重要なキーワードとなるものです。

幸い、本市では市内全域に45の自主防災組織が結成されており、このピンチをチャンスと捕らえ、自然災害に対する予防・防災活動と減災活動等の地域力向上を目指した取組を行います。そして年に一回の防災訓練も開催困難な組織に対しては強く働きかけを行うとともに、継続的に訓練を実施されている組織にはさらなる自助・共助の取組の充実を促してまいります。

2 市民の安全に関する取組について

市民の安全に関する取組としては、「東大阪市治安対策本部事務局」を所管しており、引き続き大阪府警察本部、布施・河内・枚岡の各3警察署と顔の見える関係をもって連携していく事で、その時々市民に対して発生する脅威を軽減する取組に繋げてまいります。さらに庁内各部局とコンセンサスの形成を図り、各部が実施している安全安心の取組について、同対策本部でのご助言等をもとに事業効果の一層の向上に繋げてまいります。

3 ラグビーワールドカップ開催に関する取組について

いよいよ2019年です。「ラグビーワールドカップ」開催の年であります。海外はじめ、日本全国から来られる観客の皆様及び市民の安全・安心のための環境創出が必要となります。平成29年度30年度の2ヵ年において国・府・大阪府警察・消防はじめ、各種団体の協力を得た「国民保護訓練」を、机上・現地実働訓練で重ねてまいりましたが、開催期間が台風シーズン真只中であり、その日の気象状況等でさらなる市職員を動員した対応が必要である

と考えており、他の開催都市にはない「おもてなし」の心を持った中での安全安心を図ります。

今日動くことが明日への備えであります。市職員として最低限の責務を果たせばできる。

令和元年度 部局長マネジメント方針

やまもと よしのぶ
市長公室長 山本吉伸



仕事に対する基本姿勢

今日の多様化する行政需要の高まりの中で、新しい施策や事業への対応が、既存の組織ではなかなか困難な状況になってきております。

市長公室はそのような各部局間にまたがる市の重要な施策・事業を円滑に推進していくため、その総合調整機能を十分に発揮し、連携強化させてまいります。

広報広聴部門においては、市政だよりやウェブサイト、また時代にあった有効なSNSなどの広報媒体の導入も検討し、市民の皆さまへの的確な情報の提供と本市の魅力の発信に努めます。一方で「市政モニター事業」をはじめとして、市の政策形成過程において市民の皆さまが参加できる機会を今後も提供してまいります。

また、昨年コンプライアンス推進やリスクマネジメントの徹底など、不祥事の未然防止に向けた内部統制体制の整備を目的とした内部統制推進本部を設置し、東大阪市内部統制基本方針を策定いたしました。今年度も引き続き、リスク管理の徹底を行い、市民から信頼される市役所の実現を目指してまいります。

平成30年度の振り返り

平成30年10月に内部統制推進本部を設置するとともに、東大阪市内部統制基本方針を策定し、内部統制の取り組みを始めました。

平成31年2月には総合教育会議を開催し、令和元年度教育に係る主要な事業について教育委員との意見交換を行いました。今後も引き続き、現大綱の目的を推進するとともに、教育委員会と連携を図ってまいります。

市政だよりの作成につきましては、市からの行政情報の発信のほか、ラグビーワールドカップ日本大会開催の前年度ということからラグビー関連の記事を多く掲載し、市民がラグビーを身近に感じられるよう、またラグビーワールドカップへの関心を高められるよう努めました。また、災害が多く発生した年でもあったため防災の記事などを多く取り扱い、大きな写真や抽象的な写真も掲載し、市民に関心をもってもらえる内容になるよう努めました。

また、市ウェブサイトや市公式 Facebook などの SNS も活用し、ラグビー関連の記事を含め、さまざまな方へ情報が届くよう努めました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 総合教育会議による教育委員会との連携

総合教育会議においては、平成27年度に策定した「東大阪市教育行政に関する大綱」に基づき、教育委員会と市長部局との連携を図り、協議・調整を行いながら、教育施策の方向性を共有し推進するよう努めております。この大綱は今年度が最終年度であり、これまでの取組みの検証、課題整理を行い、令和2年度以降に向けて新たな大綱を策定してまいります。

2 ラグビーワールドカップ開催へ向けて

令和元年9月に開幕を迎えるラグビーワールドカップ日本大会を目前に控え、大会の認知度も全国平均で70%に迫り、日本全体がいよいよ本番という雰囲気になってきています。

広報課としましては、開催地としてこの大会を大いに盛り上げていくため、これまで以上に市民に対して市政だよりや市広報番組「虹色ねっとわーく」などを最大限に活用し、花園開催成功への機運の醸成を図る取組みに努めてまいります。

また、市政記者クラブをはじめその他の報道機関についても、開催地として本市への取材の増加が見込まれることから、関係機関と連携を図り、東大阪市の魅力を市内外へ発信していきます。

さらに、国内のみならず海外から東大阪市へ訪れる、訪れようとしている方々へは、市ウェブサイトや Facebook などの SNS を通じて、東大阪市の魅力を最大限に発信していきます。

3 市政だよりの充実

行政情報を市民に伝える一番の広報媒体として、インパクトのある市政だよりを作成し、市民に手に取ってもらい読んでいただけるように、見やすく、より分かりやすい紙面作りに努めてまいります。さらにラグビーワールドカップ2019花園開催成功への機運を醸成するため、ラグビー関連の記事も積極的に掲載していきます。

4 利用しやすい市ウェブサイトの構築

市ウェブサイトは、市民だけでなく市外、海外の方々にも東大阪市の魅力が写真で伝わるようなサイト構成を心掛けています。

現在、ラグビーワールドカップ2019へのカウントダウン写真などを掲載するなど、ワールドカップの機運を醸成することを主とした構成になっておりますが、開幕直前にはラグ

ビーを前面に押し出し、大会終了後にはラグビーを含めた市の魅力が伝わる市ウェブサイトとなるよう、「市ウェブサイト運用管理システム推進委員会」において話し合いを進め、より良いサイト作りに努めてまいります。

5 広聴活動の充実

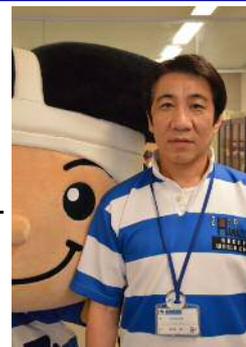
市民のみなさまに気軽に参加していただける広聴ツールとして、「市政モニター」を平成27年度より実施しています。「市政モニター」をより実効性のあるものとするため、アンケート結果を速やかに公表するなど、より多くの市民のみなさまに関心をもっていただけるよう広報を行ってまいります。

6 内部統制の推進

昨年度は、基本方針に基づき、導入期として契約事務、現金・郵券の管理、文書の誤発送の3つの事務処理ミスを防ぐ取組みをスタートいたしました。今年度は昨年度から始まった内部統制が各所属で浸透し、定着するような取組みを進め、不祥事等の未然防止に努めてまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

まつもと きょういち
経営企画部長 松本 恭一



仕事に対する基本姿勢

経営企画部は、東大阪市民や市内企業の将来を見据え、市として優先的に取り組むべきことについて、自ら知恵を絞って考え、また、各部局からアイデアを引き出し、これらを総合的な観点から効果的・効率的に推進していく部であると考えています。

本市の30年後の人口は少子高齢化により40万人を割り込むと予測されております。

人口の減少は、まちの活気が失われるばかりか、実際に市税などの収入が減少することにより、必要な住民サービスの提供に支障をきたしかねない大きな問題です。

このため、市民や企業の皆様と一体となり、本市の強みを生かして、魅力を高めることにより、まずは「訪れたいまち」となり、さらに「住んでみたいまち」となり、その後に「住み続けたいまち」と感じていただけるよう、重点課題として取り上げた取り組みを中心として、経営企画部一丸となって取り組んでまいります。

平成30年度の振り返り

1 第5次実施計画の策定と次期総合計画の策定に着手

平成30年度は、「東大阪市第2次総合計画後期基本計画」における第4次実施計画の進捗管理を行いながら、その実施状況を踏まえて、最終の実施計画である第5次実施計画を策定いたしました。

また、次期総合計画「(仮称)新東大阪市総合計画」における基本構想・基本計画の策定に向けて、現総合計画の総括を行いながら、次期総合計画において特に力を入れるべき事項について「①若者・子育て世代に選ばれるまち、②高齢者が元気に活躍できるまち、③人が集まり、活気あふれるまち」を重点施策に据えました。「東大阪市総合計画審議会」、「新東大阪市総合計画策定委員会」などの開催を通じ、今年度末に向けて策定を進めてまいります。

2 新たな観光まちづくりの推進

平成30年度は、ラグビーワールドカップの開催を翌年に控え、内外問わず多くの方に東大阪市の魅力を感じていただけるように、東大阪ツーリズム振興機構や関係部局と連携しながら、地域の事業者や団体の協力を得て、これまで取り組んできた着地型観光プログラムを発展させて、「ひがしおおさか体感まち博2018プレ」を開催し、71プログラムを延べ98回実施し、約1,000名の方にご参加いただきました。

3 公共施設等マネジメントの推進

平成30年度においては、「公共施設マネジメント推進基本方針」及び「公共施設再編整備計画」に基づき、永和地域の賑わい再生に資する旧荒川庁舎敷地への民間施設誘致のための募集条件の整理等を行い、引き続きファシリティの有効活用に努めてまいりました。また、公共施設の再編整備等にあたっては、関係部局と連携し、長瀬斎場や文化複合施設について設計・施工一括発注方式（デザインビルド）にて実施する方針決定や、PFI事業の導入検討を進めるなど民間活力を積極的に活用し、公共サービスの品質とコストの最適化に努めました。

4 行財政改革のさらなる推進

全庁的な内部統制活動の推進及び統括を行うため、平成30年度4月より内部統制推進室を設置しました。また、各部局へ業務の見直しや更なる委託化を働きかけ、最適かつ効率的な事務執行体制の構築に努めました。

本市の行財政改革の計画である「東大阪市行財政改革プラン2015（平成27年度～平成31年度）」の平成29年度末までの目標効果額は約40億円ですが、適正な債権管理による収入率の向上や未利用地の売却など、行財政改革プランの各取組みを着実に推進したことにより、実績効果額は約115億円と目標額を大幅に上回る結果となりました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 （仮称）新東大阪市総合計画の策定

令和元（2019）年度は、（仮称）新東大阪市総合計画の根幹となる基本構想、基本計画を策定する年度であります。これまでの総合計画の策定にあたっては、人口が増えていく中で、あらゆる分野で夢と希望が溢れる計画でありました。

しかしながら、（仮称）新東大阪市総合計画は、人口減少・少子高齢化の進行が顕著になるなど、今までに経験したことのない状況の下で策定する総合計画となります。輝かしい東大

阪市の未来を見据えながらも、時代の変化を的確に捉えた、とりわけ3つの重点施策とその人的・財政的裏付けとなる行財政偏に力を込め、選択と集中による地に足のついた計画策定に取り組んでまいります。

2 「住んでよし、訪れてよし、稼いでよし」のまちづくりを目指して

本市が持つ「ラグビー」「モノづくり」「文化・下町」の特徴と、地域事業者が有するおもてなし・熟練の技術等の地域資源を生かした観光振興を行うことで、市域の経済活性化を図りながら、市民と旅行者との交流を通じて、市民が自らの地域に対する誇りと愛着を高めていただく「新たな観光地域づくり」を継続して進めてまいります。

ラグビーワールドカップ2019開催時には、国内外から多くの方が本市を訪れると見込まれますが、これを契機に「ひがしおおさか体感まち博」にさらに磨きをかけるなど、東大阪ツーリズム振興機構の機能強化を図り、2年後のワールドマスターズゲームズ2021関西も視野に、本市の魅力を最大限発揮し、市全体が活性化していけるよう取り組みを進めてまいります。

3 花園中央公園の活性化について

本市が有する重要な観光資源の一つである花園中央公園のにぎわい創出について、その魅力を最大限活用するため、昨年10月より関連部局で「花園中央公園エリア活性化検討会議」を立ち上げ、検討しております。民間のノウハウや創意工夫、資金等を活用し、利便性や魅力をより一層向上させるとともに、各指定管理施設の一元化などによる効率的な運営による手法等を引き続き検討しながら、当該公園のポテンシャルを最大限発揮し、周辺地域のみならず都市全体の活性化につながるよう、取り組んでまいります。

4 窓口業務の再構築に関する取り組み

ワンストップサービス構想（以下、「構想」）に基づく本庁舎窓口業務の再構築につきましては、フロアスペース確保などの諸課題がなお解決できておらず、実現できていないところですが、しかし、この間AIやRPAなどのICTは急速に進歩・普及しており、市においてもこれらを活用し、「窓口に来庁される方へのサービス向上」及び「業務効率化による職員負担の軽減」を図っていく必要があります。

今後、これらを念頭に構想で掲げた8つの目標のうち実現可能なことから進めていくため、主に窓口業務を担当する所属で構成するワーキンググループを設置し、市民サービスの向上に向けた方策の検討を進め具体化を図ってまいります。

5 公共施設等マネジメントの推進

平成25年に策定した「公共施設マネジメント推進基本方針」及び「公共施設再編整備計画」に基づく文化複合施設の整備は、設計・施工一括発注方式（デザインビルド）による整備を行うための公募書類の作成、審査会の運営、契約協議などに関し、所管部局を支援してまいります。同様に、長瀬斎場の整備に関しても取り組んでまいります。また、再編整備により生み出された旧荒川庁舎及び旧教育センター敷地の活用につきましても、宿泊施設の誘致を目指しているところです。引き続き、市有地の有効活用、PFI方式等をはじめとする民間活力の導入を積極的に進めてまいります。

6 行財政改革のさらなる推進

平成27年度からの5年間を計画期間とした「東大阪市行財政改革プラン2015」については、当初の計画を大幅に上回る財政効果をもたらしております。本年度は本プランの最終年度にあたりますが、各項目について、最後まで着実に取り組みを進めることで、より効率的かつ健全な行財政運営を目指してまいります。

現在、行政サービスセンターも含め、窓口業務の一部委託化と併せた来庁者の利便性を向上させる取り組みのほか、福祉部、子どもすこやか部の定型的な業務の委託化等について、積極的に関与、支援しているところです。

今後につきましても少子高齢・人口減少社会の進行により、本市を取り巻く財政環境はより一層厳しい状況になるものと予想されることから、本年度中に「新たな新行財政改革プラン」の策定作業に取り組むとともに、令和2年度に向けて、様々な市民ニーズや新たな行政課題に対応できる効率的・効果的な組織機構の見直しを進めてまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

やまもと よしのり
行政管理部長 山本 義範



仕事に対する基本姿勢

現在の社会情勢は少子高齢化の進展に伴う人口減少社会への突入や、市民ニーズの多様化に伴う行政課題の拡大の一方で、限られた財源の中で各般の施策の推進が求められるなど、基礎自治体の行財政を取り巻く環境はよりいっそう厳しさを増しています。このような状況の中で、市役所の組織は与えられた業務を着実にこなすだけでなく、行政の運営方針にリンクし、社会のニーズに対応する行政戦略に沿った人材マネジメントを行うことにより、限られた人材の能力を最大限引き出し、有効に機能させていかなければなりません。また、社会情勢に遅れをとることなく情報化施策の推進を図っていかなければなりません。今日の社会は、変化の速度がますます加速しており、それに対応するため、組織の風土や価値観など組織文化の確立に資する人事戦略を基礎として、変化に対応し変化に強い組織を構築するとともに、効果的な情報化施策の推進を図ってまいります。

平成30年度の振り返り

平成30年度の部局長マネジメント方針において、取り組むべき課題として、

- ① 職員の法務能力の向上
 - ② 女性職員の積極的登用と働く条件の整備の推進
 - ③ ビジネスマナー、公務員倫理など職員としての基本的な行動に関する研修の実施
 - ④ 地域の情報化の推進に向けた取組み
- を掲げました。

職員の法務能力の向上については、平成29年度に引き続き「自治体法務検定」の団体受検を実施するとともに、本市の顧問弁護士を講師として招き、知的財産に関する職員研修を行いました。法務能力は、より良い施策を実行していくためには必須のものです。一朝一夕で身に付くものでもありませんので、今後も様々な工夫を加えながら、職員の法務能力の向上に継続的に取り組んでまいります。

女性職員の積極的な登用と働く条件の整備については、次世代育成支援対策推進法及び女

性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画の推進に取り組みました。

特に育児を行う配偶者の負担を軽減する観点から男性職員の育児休業の取得を促進しており、平成29年度の取得者2名から、平成30年度は5名に増加しました。引き続き男性職員の育児参加の意識啓発等に努め、職員の子育てと仕事を両立させやすい環境整備に取り組んでまいります。

研修については、平成30年度は、新規採用職員、5年目の中堅職員、新任主任、新任総括主幹（課長代理級）など様々な階層において、ビジネスマナーやコミュニケーション能力向上を目的とした研修を実施し、市民満足度の向上を目指しました。また、公務員倫理（コンプライアンス）に関する研修は、数年をかけて職員全員が研修を受けることを目標としております。平成29年度までに局長・理事級から総括主幹級までを対象に実施しており、平成30年度は係長・主査級の職員を対象に実施いたしました。また、平成30年度は、市民の信頼を損ねるような職員の不祥事の発生を防ぐために、課長職以上の管理職に対して、内部統制（リスクマネジメント）に関する研修を新たに実施いたしました。

引き続き市民満足度の向上のため、ビジネスマナーなどの研修に加え、業務に必要となる法律に関する研修や、仕事の効率化などの研修にも力を入れて取り組んでまいります。

地域の情報化の推進に向けた取組みについては、行政の透明性・信頼性の向上などの効果を図るため、先行掲載していた施設情報等に加え、平成31年2月から「人口統計情報」などを「オープンデータ」化し、公開いたしました。

市民の利便性向上や地域経済の活性化、地域での新たな価値やサービスの創出に際し、「オープンデータ」を活用していただくとともに、今後も公開する情報を順次増やしていくことで、更なる地域の情報化の推進に寄与してまいりたいと考えております。

令和元年度に取り組む重点課題

1 文書事務の適正な執行管理及び職員の法務能力の向上

近年、公文書の管理に関する問題が度々取り上げられ、公文書のあり方が問われています。行政の活動のほとんどは文書により行われており、文書を適正に管理することで市民の皆様への説明責任を果たすことが可能になります。

職員は、文書の取扱いに関する基本的な事項である、文書の作成、保存、廃棄等の手続きについては「東大阪市文書取扱規程」で定められた事項に従って事務を行っておりますが、誰もがこの規程に定められた事項を意識し、適切に文書事務を行うために、所属ごとの点検、改善を促進できるよう、平成30年度に引き続き、所属ごとに配置されている文書取扱主任への研修を実施してまいります。

職員の法務能力については、地方分権改革の進展によって地方自治体の権限が拡大したことから、地方自治体自らが法令解釈及び条例制定を行い、また、自らの工夫と責任において市民ニーズや課題に対応した施策を展開することが求められる中で、不可欠な要素となります。

職員研修の実施や「自治体法務検定」の団体受検の実施など、職員が継続的に学習するよう促す取組みを進めること、また、担当部局の条例等例規制定事務担当者を例規の審査過程に参画させることにより、担当職員の部局が目指す効果的な事務事業の推進に関する知識と法制技術を融合させるなど、各部局に法務能力を政策推進に活かすことができる人材を増やすための取組みを推進してまいります。

2 女性職員の積極的登用と働く条件の整備の推進

平成27年9月に女性活躍推進法が施行され、本市においては、「東大阪市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を平成28年3月に制定しました。その中で、女性職員の積極的な登用に向け、「令和2年度までに、課長級以上の職にある職員に占める女性割合を、平成26年度の実績（13.5%）から4.5%以上引き上げ、18%以上にする」という数値目標の設定を行いながら取り組んでいます。主任以上の全管理監督職の職員に占める女性割合は30%以上となっているものの、課長級以上の職にある職員に占める女性割合の実績については、下表のとおり伸びていないのが現状です。

女性の活躍推進の取組みについては、かつては「機会均等」の視点で捉えられていたところであり、このことは重要なことではありますが、今日では、多様な人材活用が組織目的を達成するうえで重要となっているという視点から、ダイバーシティマネジメントに積極的に取り組むことが組織の競争力を増すことに繋がるものと捉えられています。

市役所においても、限りのある人材の中で潜在的な能力を最大限活かすとともに、多様化する市民ニーズに、管理職の多様性により適切に対応する観点からも、能力のある女性人材の登用を積極的に進めていかなければならないものと考えています。

このような観点から女性職員の積極的登用を図るとともに、女性職員の個性と能力が十分に発揮される環境整備に向けた取組みについて検討してまいります。

課長級以上の女性職員割合（各年度4月1日実績）

年度	課長級以上人数	うち女性人数	女性職員割合
平成27年度	283人	42人	14.8%
平成28年度	286人	41人	14.3%
平成29年度	292人	39人	13.4%
平成30年度	279人	39人	14.0%

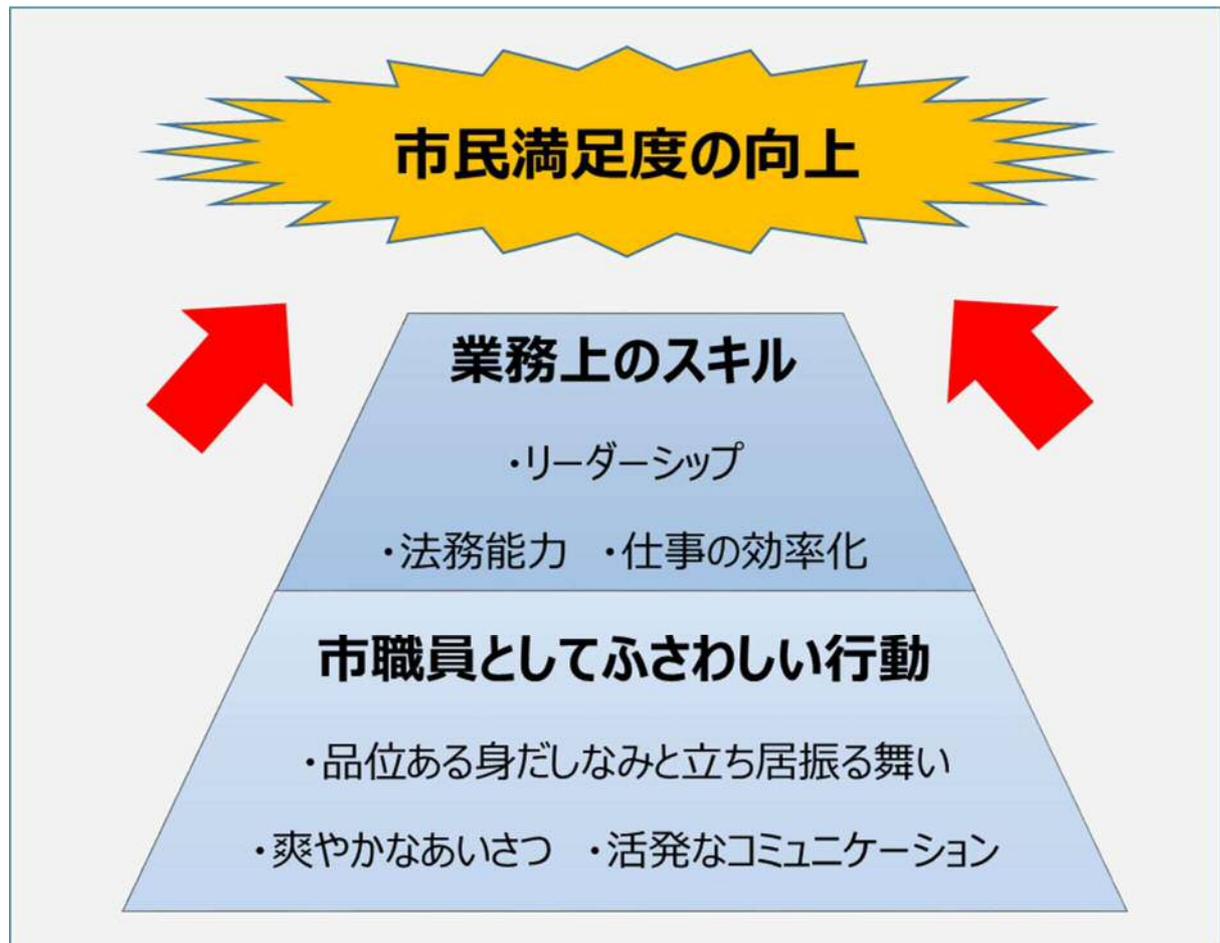
※ 市長部局及び各行政委員会事務局（教育委員会事務局を除く。）職員

3 市民満足度の向上のため、職員の基本的な行動に関する研修の実施

市民満足度の向上のため、新規採用職員、新任主任などの階層に対して、場面に応じた服装や立ち居振る舞い、あいさつ、職場におけるコミュニケーションなど職員としてふさわしい行動を身に付ける研修を実施しています。

平成30年度は、新規採用職員、5年目の中堅職員、新任主任、新任総括主幹（課長代理級）など様々な階層の研修において、ビジネスマナーやコミュニケーション能力向上を目的とした研修を実施し、市民満足度の向上を目指しました。

市民満足度の向上のためには、ビジネスマナーやコミュニケーション能力の向上が重要ですが、業務に必要なスキルを高めることも重要と考えておりますので、あわせてリーダーシップ・法律研修・仕事の効率化などの研修にも力を入れて取り組んでまいります。



4 民間活力を活用したアウトソーシングの展開

公共サービスの担い手の適切な役割分担に関して、民間が担うことができるものは民間に委ね、「公共サービスの質の維持向上」と「経費の削減」を同時に実現するため、事務事業の見直しや、官と民の間で最適な役割分担を行います。総務関係業務とりわけ給与・福利厚生事務のうち、定例的かつ定型的なものについて事務の一部を民間に委ねることとします。これにより生み出される人的資源や財源を、より重点化が必要とされる分野に振り向け、人員配置の見直し、効率化を図るとともに、市民サービス全体の質の向上を目指してまいります。

5 ICTの利活用による情報化施策の推進

近年、我が国の将来に向けて、ICT（情報通信技術）を更に積極的に組み入れた社会プロセスの変革が進んでいます。特にIoT（Internet of Things）、ビッグデータ、AI（Artificial Intelligence）といった新たなICTの潮流が注目されています。

行政分野においても、ICTの進展だけでなく行政を取り巻く環境が大きく変化する中、市民サービスへの期待も多種多様なものへと変わってきており、ICTは大きな役割を担っています。

本市でも、急速に発展するICTの活用による市民サービスの向上や業務効率化を図るため、様々な分野で効果が見込まれるAI等の新しい技術の導入や業務システムの効率的な資産活用の実現に向けて積極的に情報収集及び検討を行っておりますが、令和元年度においては、国の動向を見据えながらも、より良い市民サービスを提供するため、AI等に代表されるICTの効果的な利活用に向けて情報化施策を推進してまいります。

また、こうした施策を推進するにあたりましては、情報を取り扱う職員の情報セキュリティに対する意識が非常に重要です。本市では、これまでも全職員に対する情報セキュリティ研修や情報システムを取り扱う各所属に対する情報セキュリティ監査などの実施により職員の情報セキュリティ意識の向上に努めておりますが、令和元年度におきましても、引き続き研修を実施するとともに、監査対象所属数を増やすなど、一層の強化を図りながら市民の皆さまの大切な情報の保護に努めてまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

ながい りょうへい
財務部長 永井 良平



仕事に対する基本姿勢

財務部は、市の財政や、公有財産の管理、工事・物品購入の契約、検査などに関する事務を担っています。

人口減少社会を迎える中、全国の地方自治体を取り巻く財政環境は今後益々厳しくなることが予測されており、本市もその例外ではありません。本市の財政は、平成29年度決算の実質収支では23年連続の黒字を確保しましたが、既存事業の見直しや基金の取崩しなどにより厳しい財政運営を行っています。一方、本年度は、この間重点的に財源を投入しています。小学校普通教室への空調設置や中学校給食など義務教育環境の整備、ラグビーワールドカップ2019の花園開催、文化創造館の整備といった事業が、市民の皆さまの目に見えるかたちで花開いていく年であると感じています。

今後中長期的にもなお厳しい財政状況が続くことが見込まれますが、最小の経費で最大の効果をあげることを基本姿勢に、予算編成過程において事務事業の見直しや効率的、効果的な財源配分に努め、健全かつ安定的な財政運営に努めてまいります。また、公有財産については、いわば市民の皆さま共有の財産であり、その適正な管理に努めますとともに、不要となった市有地の売却等の有効活用を進め、財源確保を図ってまいります。契約業務においては、本年度から最低制限価格の事後公表や低入札価格調査制度などを導入し、さらに競争性、透明性、公正性を確保した入札執行をするとともに、今後も入札契約方式の不断の改善のため研究を行ってまいります。

財務部は、市民の皆さまと直接接することは比較的少ない部局ですが、市行政を「縁の下」でしっかりと支えていかなければならない責任のある組織です。活力と魅力あふれる都市・東大阪市を将来にわたり持続、発展させていくため、なお一層の努力をしております。申し上げるまでもありませんが、市役所は、市民の皆さまに最も身近なところで行政サービスを担う基礎的自治体であることを十分に踏まえ、引き続き財務部全職員がコンプライアンスを遵守し、真摯な姿勢で仕事に取り組んでまいります。

平成30年度の振り返り

平成31年度（令和元年度）の予算編成に臨むに当たり、中長期財政収支見込（平成30年度～平成39年度）を試算したところ、本市の財政は引き続き厳しい状況が見込まれましたが、「健全かつ安定的な財政運営」と「東大阪・活力と魅力の創造」の推進を両立させるため、既存事業の見直しなどの行財政改革による財源の確保に努め、当初予算において、子育て支援施策や教育現場におけるサポート体制の充実、将来に向けた業務改革・事務の効率化などにも焦点をあてながら、ラグビーワールドカップ2019の花園開催、文化創造館の開館、小学校空調の稼働、中学校給食の段階的实施などの予算を計上しました。

また、財源確保策の柱の一つである市有財産の有効活用においては、市有地をはじめ旧里道敷、水路敷の売却により約9千万円の収入を得たほか、旧大阪ホールセール跡地など長年未利用となっていた市有地について、一般競争入札による貸付を実施しました。

庁舎管理においては、庁舎施設及び設備の老朽化や不具合に伴う課題解消を図りました。具体的には、本庁舎駐車場管制システム更新のほか、大阪北部地震、平成30年7月豪雨、台風21号等の自然災害に伴い被害を受けた施設や設備の復旧業務に取り組みました。その他、本庁舎内の喫茶店が退去したことに伴い、来庁者の利便性のためコンビニエンスストアの誘致を目指し、一般競争入札により事業者選定に至りました。また、本庁舎を活用しテレビドラマの撮影に協力することにより、東大阪市のPRを積極的に図りました。

契約事務については、競争性・透明性・公正性の確保をより一層図るため、建設工事等に係るすべての入札案件を電子入札による一般競争入札で執り行いました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 将来にわたり持続可能な安定した財政運営の堅持

今後人口減少社会が本格化し、これまで以上に厳しい財政運営が予測される中、中長期的な視点で持続可能な安定した財政運営を堅持するため、新たな収入の確保、事務事業の見直し及び業務の効率化などによる財源の確保に引き続き努めてまいります。

令和2年度の予算編成に当たっては、引き続き施策の「選択と集中」「優先順位の明確化」の考え方のもと取り組んでまいります。

また、市民の皆さまにより良く本市の財政状況をご理解いただくため、市ウェブサイト等において、財務諸表も用い、わかりやすく本市の財政状況をお知らせします。

2 市有財産の有効活用と庁舎の適正管理・整備

市有地の有効活用については、関係部局と連携し、専門家の意見も参考にしながら、財源の確保はもとより、地域の活性化や賑わいづくりの観点等も踏まえ、売却、貸付など有効活

用に積極的に取り組んでまいります。

庁舎管理においては、本庁舎が竣工から16年を経過した中で、市民サービスの向上と働きやすい環境の整備を目的に、本庁舎ゾーニングの改善計画を作成し、オフィスレイアウトの見直しを実施してまいります。また、本庁舎の長寿命化を図るべく、定期点検や劣化調査等の状況を把握し、効率的かつ効果的な改修を実施していくため、長寿命化計画の策定に向けた検討を進めてまいります。

平成29年10月に着手した新旭町庁舎整備事業については、本市東部地域の市民サービスの拠点となるものであり、本年9月末の竣工、10月の供用開始に向け、引き続き取り組むとともに、新庁舎整備に伴う余剰地を活用した民間収益事業により、来庁者のさらなる利便性向上を図ってまいります。

3 契約事務の不断の改善と市内企業の受注機会拡大

契約事務については、より一層競争性、透明性、公正性を高めるため、入札制度の改善にたゆむことなく取り組みます。また、平成30年10月に策定された本市内部統制基本方針・指針も踏まえ、全庁的な契約事務の統括指導に努めます。

本年度からの具体的な取組として、建設工事等の入札において、最低制限価格の公表時期を事後公表とするとともに、一定規模以上の予定価格の案件において低入札価格調査制度を導入します。また、建設工事において、各案件の内容を勘案して、総合評価一般競争入札方式を用い、より効率的、効果的な契約を行ってまいります。

適正な工事の施工については、引き続き建設業法をはじめ関係法令遵守と社会保険の加入など適正な労働条件の確保に努めてまいります。

また、建設工事や物品購入等の発注に当たっては、透明かつ公正な競争入札及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、市内経済の活性化、また業者育成のため、引き続き市内企業、業者の受注機会の拡大に努めます。

令和元年度 部局長マネジメント方針

せこぐち よしふみ
人権文化部長 世古口 善史



仕事に対する基本姿勢

人権文化部は、「人権尊重のまちづくり」と「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」の推進に取り組んでいます。

「人権尊重のまちづくり」を進める上で、どのような差別もけっして許されるものではないという認識をもって、すべての人が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちをめざして、人権文化部の施策に取り組むとともに、本市の施策が人権に配慮した総合的な取り組みとなるように、全部局と連携していきたいと考えています。

「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」については、本年9月に東大阪市文化創造館の開館を迎えるのをきっかけに、これまでも増して、市民の皆様が文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造することができる取り組みを進めます。また、ラグビーワールドカップ2019が東大阪市花園ラグビー場で開催されるなど、外国人が東大阪市を訪れる機会を生かし、市民の皆様が外国の文化などに触れていただける取り組みも進めていきたいと考えています。

平成30年度の振り返り

「人権尊重のまちづくり」については、5月の憲法週間、12月の人権週間には、ポスターによる啓発や街頭での啓発活動、幅広い世代をターゲットにした講演会等を、「東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間」である7月には、子どもの人権をテーマに講演会を実施しました。また、人権課題の多様化・複雑化に対応すべく、年間を通じて様々なテーマで市民人権講座を行い、多くの市民の皆様が情報発信、学習機会を提供し、「人権尊重のまちづくり」を推進してまいりました。

平和事業については、戦争体験のない世代にも平和の認識を深めていただくため、原爆体験の話聞く機会を設けるとともに、映画の上映や資料展、平和公演会等を実施し、平和の大切さや命の尊さを訴えました。また、拉致問題については、講演に加え、対談、ミニコンサートを行うことで、多くの方々に関心と認識を深めていただくよう取り組みました。

男女共同参画社会の実現については、社会のあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、女性活躍推進法やDV防止法の定める市町村計画の位置づけも含んだ第3次東大阪市男女共同参画推進計画の着実な推進をめざした取り組みを進めました。また、第4次東大阪市男女共同参画推進計画の策定に向けて、男女共同参画に関する市民意識調査を実施しました。

男女共同参画センターにおいては、女性・男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを行いました。

また、重大な人権侵害であるDV(配偶者等からの暴力)の被害者への相談支援事業に取り組みました。

文化施策の推進については、「文化のまち東大阪市」の市内外への発信に取り組むとともに、市民の皆様が文化施設に関心をもっといただけるイベントとして、市民美術センターで子ども楽器体験ワークショップを開催し、新たな魅力を発見していただける企画を実施しました。

「ひがしおおさか狂言会」を開催するとともに、新たな試みとして市内小学校で狂言体験のワークショップを行いました。また、昨年につき「井山杯 東大阪市新春囲碁フェスティバル」を開催し、市民文化の発展に取り組みました。

市民美術センターでは、市民の皆様が快適に利用していただけるようリフレッシュ改修を引き続き行うとともに、年2回の特別展、子どもラグビー絵画展、若手アーティスト支援事業、市内の大学の学生と連携したナイトミュージアム、本庁舎1階や鴻池新田会所での出張美術展等を開催し、文化芸術活動の拠点として活用を図りました。

文化創造館については、令和元年9月オープンをめざして順調に工事を進めるとともに、市民の皆様が文化創造館を身近に感じていただき、ご利用いただけるよう演奏会やワークショップ、工事見学会など様々なイベントを実施いたしました。

国際情報プラザでは、多言語による行政情報等の通訳・翻訳などを行うとともに、市民の皆様が外国の文化に触れていただく多文化理解講座を実施しました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 人権が尊重されるまちづくりの推進

インターネットの普及などの社会情勢の変化に伴う、人権課題の複雑化、多様化に対応していくため、人権課題に関する情報発信や学習機会の提供に継続的に取り組みます。

また、「部落差別解消推進法」など、いわゆる人権三法が施行されたことを受け、引き続き差別のない社会をめざし、人権が尊重されるまちづくりを進めます。

「平和都市宣言」の趣旨に基づき、命の尊さ、平和の大切さについて、戦争体験のない世代にも語り継ぎ、核兵器のない平和な社会の実現に向け、すべての市民に自分が、生きている「今」に結び付けて考えられ平和事業に取り組みます。

拉致問題など、様々な人権問題に対し、市民に関心を向けてもらうと同時に、市民一

人ひとりが「気づきから行動へつながる」よう、引き続き「人権が尊重されるまちづくり」を推進します。

2 東大阪市男女共同参画推進計画の取り組み

「第3次東大阪市男女共同参画推進計画」（東大阪みらい翔（はばたき）プラン）の着実な進行管理に努めるとともに、男女共同参画推進に関する市民意識調査の結果を踏まえ、第4次東大阪市男女共同参画推進計画の策定を進めます。

また、誰もが興味を持って参加していただける講座やイベントを開催し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

本市の政策・方針決定への女性の参画を拡大する観点から、各種審議会等への女性委員の参画率については、40%の目標達成をめざします。

重大な人権侵害であるDV（配偶者等からの暴力）の被害者への相談支援については、関係機関との連携をより密にするなど、一層の充実に取り組みます。

3 文化芸術振興条例に基づく施策の実施

文化創造館が「文化と芸術が生まれる空間」、「創造を発信する拠点」、そして「人とまちと文化を結ぶ交差点」という役割を担い、新たな本市の文化芸術活動の拠点となるように取り組むとともに、市民美術センターをより活用し、幅広い年代の方々に関心を持っていただき、来館していただけるよう取り組みます。

また、司馬遼太郎記念館をはじめとした文化施設などを活用し、引き続き市内外へ向けて「文化のまち東大阪市」の魅力の発信を進めます。

4 多文化共生社会の取り組み

ラグビーワールドカップの花園開催など、海外から本市へ来訪者が増えることを契機として、市民の皆さまに様々な外国・地域の生活様式や伝統的な文化などへの理解を深めていただける事業など、新たな国際交流に取り組みます。

国際情報プラザの機能を拡充した「多文化共生情報プラザ」を設置し、多言語翻訳機の導入やベトナム語対応スタッフの配置などにより、多言語での行政情報の提供や通訳などを行い、多文化共生のまちづくりに取り組みます。

また、多文化共生のまちづくりと国際交流を進めることができる拠点機能の整備や東大阪市外国籍住民施策基本指針の改訂に取り組み、多文化共生社会の実現を進めます。

令和元年度 部局長マネジメント方針

協働のまちづくり部長 もり かつみ
森 克巳



仕事に対する基本姿勢

地域でまちづくり活動をされている市民の皆さんにお会いすると、皆さんそれぞれに、ご自分が関わられているまちが好きで、まちに関心を持たれていることを感じます。

そしてそこから引き起こされる、今、そして未来のまちにとって必要な活動を「楽しみ」、活動を通じて「充実感」「達成感」を得られることが、活動を持続させる原動力となっていることを感じます。

振り返って、私も日々の仕事を続けていけるのは、仕事に取り組むなかで少しでもいいから喜びや楽しみを見つけ、達成感を得ることが出来ているからだと思います。

私は、私が生まれ育ち、関心を持っている東大阪市に役立ちたいという思いから30余年前に職員となりましたが、初心を忘れることなく、市民の皆さんとまちづくり活動に対する思いを共有し、仕事に取り組んでいきたいと考えています。

平成30年度の振り返り

1 まちづくりの仕組みを再検討

東大阪市版地域分権制度については、一旦立ち止まって再構築することを判断し、この間の参画と協働による地域まちづくりの経過等について、地域や市民に経過説明を行いました。

また、地域が持続的に発展していくためには、協働を共に担うパートナーである地域の市民や職員の力（地域力）の発揮が不可欠であり、地域力は、市民、職員がまちに関心をもち、関わることで育まれるという考え方を整理するとともに、職員が地域資源の情報収集や関係者への意見聴取などの実践活動に取り組みました。

そのほか、未来を見据えたまちづくりについて各種団体や学生と話し合う場を設けました。

2 安心・安全なまちづくりの推進

市民生活に「安心感」をもたらす防犯灯の設置や地域で取り組む防犯活動は、安全・安心

の地域づくりに欠かせないものとなっています。

平成30年度には、自治会が設置する2,246灯の防犯灯に対し補助を行った結果、平成30年10月末現在の自治会が設置する防犯灯の総数は28,550灯、LED化率は前年度から8ポイント上昇し、39%となりました。

また、登下校の子どもたちを始めとする、地域の見守り活動として、市民の認知度も高まっている青色防犯パトロール隊の活動に対しては、26隊の活動費に加え、1隊には、白黒塗装に青色回転等を設置した専用車両購入費の一部補助を行いました。

さらに、防犯啓発品を4,000個作成し、地域で活動する防犯団体のキャンペーンなどで配布、市民の防犯意識の向上に取り組みました。

3 NPO法人等に対する活動支援を充実させます

NPO法人の設立や運営に関する相談支援として、NPOアドバイザーを中心に、前年度に設立された16法人全てに連絡し、うち要望のあった3法人を含む12法人への訪問や、リージョンセンターにおける臨時出張相談受付などのアウトリーチ型の取り組みのほか、庁舎窓口も含めて185件の相談に対応しました。

また、相談対応を通じて得られた税務や労務など、比較的多くの法人や団体が共通して抱える課題に関する講座を5回開催し、前年度の設立法人からの参加(6名)を含む延べ59名の参加を得るなど、NPO法人等がより活動しやすい環境づくりに取り組みました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 市民主体の地域まちづくりを支援します

地域まちづくりに主体的に取り組んでおられる市民活動団体や、これからのまちづくりの担い手となる若い人の意見を聴くなど、市民が活動しやすい「しくみ」づくりに向けて、引き続き取り組みます。

また、市役所職員の協働意識のさらなる向上にも取り組みます。

さらに、「まちが好き」、「まちのために活動する」市民や職員が増えていくことで、「持続可能なまちづくり」につながるよう支援策を検討していきます。

加えて、NPO法人等に対しては、能動的なアプローチを展開することで、課題の発掘と解決につなげるなど、より積極的な支援を展開するとともに、NPOアドバイザーの認知度や市民活動団体の現況について調査し、市民活動の基盤強化につなげていきます。

2 住民自らが取り組む安全・安心の地域づくりを支援します

地域の安全・安心の向上のため、「明るいまちづくり」と「自分たちのまちは自分たちで守る」「地域の子どもの見守り」活動を支援していきます。

なかでも、より明るいまちづくりの推進と犯罪抑止を目的に、自治会が設置する防犯灯の新設や更新については、2,000灯以上の整備を目標に支援していきます。

また、整備にあたっては、蛍光灯に比べ、寿命や電気代の面で、地域の負担軽減となるLED防犯灯への切り替えを促進していきます。



令和元年度 部局長マネジメント方針

たなか けんじ
市民生活部長 田中 健司



仕事に対する基本姿勢

市民生活部は、住民票などの各種証明書の交付、戸籍の届出をはじめ、消費生活相談、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、医療助成業務など、主に市民のみなさまの暮らしに最も身近な窓口業務を担当しています。

市民のみなさまの要望やニーズも複雑・多様化しておりますが、そのような中でも、みなさまに最良の行政サービスを提供し続けることが、市役所の責務であると考えており、窓口サービスの質の向上を通じて、市民と市役所の信頼関係の構築を図ってまいります。

市役所の顔である市民生活部職員は、次の基本姿勢に基づき職務を遂行いたします。

1. 市民のみなさまの声にしっかりと耳を傾け、市民の立場に立ったきめ細かで丁寧な対応に努めます。
2. 市役所の顔としての自覚とおもてなしの心で、迷われている市民の方を見かけたら、速やかに声かけをし、適切に担当窓口をご案内します。
3. 来庁された市民のみなさまに満足して帰っていただけるよう責任感を持って誠実に対応いたします。

平成30年度の振り返り

国民健康保険料の収納率向上に向けた取り組みとして、新規未納者に対して、文書催告とコールセンターによる架電を効果的に組み合わせた早期の納付督促を行うことで、新たな滞納者の発生防止に努めるとともに、居所不明・社会保険等他保険加入状況の調査、分納誓約の履行管理、催告書の送付、財産調査、滞納処分等を行い、国民健康保険の資格適正化を実施しながら滞納者に対する徴収を強化しました。また、平成29年度に始めた徴収嘱託員を活用した催告文書の送付にあわせた電話催告に加え、平成30年度よりコールセンターの電話催告対象者を増やしたことにより、少しずつ効果をあげております。

さらに、市役所窓口を設置した端末にキャッシュカードを差し込むだけで口座振替登録の申請手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」を引き続き活用するとともに、平成29年度に導入したWebサイトからインターネット経由で口座振替登録の申請手続きがで

きる「Web口座振替受付サービス」を推進することで、口座振替納付の促進に努めました。

次に、特定健康診査受診率向上に向けた取り組みとして、広報媒体による啓発のほか、受診対象者の受診意欲が高まるよう勧奨ハガキの文面を工夫することに加え、対象者への電話による再勧奨を継続するとともに、集団健診・日曜健診を実施し、平日に受診できない人のために受診機会の拡充に努めました。また、特定健康診査の受診結果に基づき、受診勧奨や保健指導を行っていますが、特に糖尿病性腎症の重症化による人工透析への移行を防ぐため、医療機関との連携協力のもと、対象者への生活習慣プログラムを昨年度より拡充して実施しました。

最後に、消費者教育の取り組みとして、高齢者向けの出前講座や高齢者の方の消費者被害の未然防止のため、高齢者と接する機会の多い介護支援専門員の方向けの出張講座を実施するとともに、消費者教育を推進するために学校園向けなどの消費者教育出前講座を実施しました。また、公的機関をかたるハガキによる架空請求や、宅配業者をかたるスマートフォンのショートメッセージ（SMS）による架空の不在通知などの相談が多く寄せられたため、市政だよりや街頭啓発などを通じて、悪質商法に関する注意喚起を行いました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 国民健康保険料の収納率向上

国民健康保険制度は、医療費が年々増加する中で財政運営が非常に厳しい状況にあります。その状況を打開するため、平成30年度からは各市町村で行ってきた国保財政運営を都道府県が行っています。大阪府が財政運営の責任主体となり、市は決められた事業費納付金を大阪府へ納めることとなるわけですが、これにより、高齢化と医療技術の高度化で増大する保険給付に対して、より安定的な制度を構築できることとなります。

一方、事業費納付金に不足が生じた場合は、保険料の増加につながる仕組みとなつていすので、この新たな国保制度においても、市町村としては収納率の向上が重要な課題であると考えています。今年度においても保険料の収納対策をより一層強化し、特に下記の項目を重点課題として取り組んでまいります。

（口座振替納付の促進）

国保加入手続き時や納付相談時等に、市役所窓口を設置した端末にキャッシュカードを差し込むだけで口座振替登録の申請手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」を引き続き活用します。また、平成29年度より導入した24時間365日、本市のWebサイトからインターネットを経由して、「ペーパーレス」、「印鑑不要」で口座振替登録の申請手続きができる利便性の高い「Web口座振替受付サービス」を更に推進させ、保険料の納付忘れなどの少ない口座振替による納付を強化推進し、増加させることで収納率向上につなげます。

（初期末納者への早期対応）

保険料の納め忘れなど未納となってから間もない一部の対象世帯に対しては、文書催告を行うとともにコールセンターが電話による納付案内を行い、新規の未納を早期に解消します。

(滞納処分の実施)

保険料の滞納が続いている世帯に対しては、きめ細やかな納付相談を進めるとともに、滞納整理の段階に応じて、財産調査等を順次進め、再三にわたる催告書等により自主納付を求めるも納付に応じない場合は、滞納者の個別・具体的な実情を把握したうえで、適正に差押等の滞納処分を行います。

2 医療費適正化の推進

生活習慣病の早期発見や重症化の予防につなげることを目的として実施している特定健康診査について、受診勧奨ハガキの内容を初めての受診・不規則の受診等、対象者に合わせたものとする工夫やコンビニエンスストアへのポスター掲示等の他、大阪府が事業主体となり、満18歳以上の府内在住者を対象とする健康マイレージ事業「おおさか健活マイレージ アスマイル」の府内全域での本格実施を活用した受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病のコントロールに向けた特定保健指導に、より一層取り組みます。

平成30年度からの国保の広域化に伴い、特定健診の腎機能検査項目が府内統一となり、糖尿病が重症化し、糖尿病性腎症治療のための人工透析にかかる医療費増大を抑制するため、電話による受療勧奨や糖尿病性腎症重症化予防プログラムの継続実施などの重症化予防の取り組みは、保険者努力支援制度においても特に重点施策とされ、被保険者本人のQOL（生活の質）の確保や健康寿命の延伸のためにも一層の取り組みを推進します。

また、診療報酬明細書及び柔道整復施術療養費支給申請書点検の充実・強化、第三者行為による傷病の医療費求償に係る直接求償についても引き続き実施し、さらに今年度9月施術分から「はり、きゅう、あん摩、マッサージの施術に係る療養費に関する受領委任の取り扱い」を導入するとともに、医療費通知、ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知などの取り組みを通じ、被保険者に啓発を行うことにより医療費適正化を推進します。

3 行政サービスセンター窓口関連業務委託の実施

行政サービスセンターでは、住民票の写しなど各種証明書の発行業務や転入・転出に伴う届出業務、また、国民健康保険の加入・脱退業務などといった市民生活に密接した業務を幅広く取り扱っています。

近年、行政サービスセンターで取り扱う業務は、国の制度改正の影響などにより複雑・高度化しています。また、市民ニーズや社会情勢の多様化も進んでいますが、市の顔でもある行政サービスセンターの窓口において、市民のみなさまにより満足してお帰りいただけるような取り組みを進めてまいります。具体的には布施駅前行政サービスセンターの一部窓口業務において、民間企業との連携（委託）を開始します。繁忙期における窓口対応要員の増員

など民間ならではの柔軟な人員配置や企業が蓄積してきたノウハウ・情報の活用などを通じ、市民サービスの質の向上と効率的な運用を図ってまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

やまだ いちろう
税務部長 山田 市郎



仕事に対する基本姿勢

市民に最も身近な存在である税が、適正かつ公平に課税され、納税者である市民の皆様が安心、納得して納税していただくために、課税客体的な把握と正確な税の賦課に努めるとともに、市民に対しては広報等を通じて税負担の公平性を理解していただき、納税に対する意識を更に深めてもらえるように努めます。

税全般につきましては、市民のために税務職員としての責務、使命を果たすという意識を常に持って、税務部が一丸となって市の歳入の根幹である税収入の確保に努めます。

平成30年度の振り返り

経済部の市内中小企業動向調査では、市内中小企業の景況が4期ぶりに改善され、各種指標に改善の兆しが見られるとの報告結果を反映し、法人市民税の税収が増額となりました。しかし、消費税率の引き上げや中国経済の縮小等の影響で景気の先行きは不透明であり、税を取り巻く環境は厳しい状況になると予想されることから、注視が必要と考えております。

また、平成30年度から個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を行いました。その結果、従業員の方の納付忘れや、金融機関等に出向く煩わしさを減らすことができるなど納税者の方にとって利便性の向上が図れました。今後も、市税を納付しやすい環境を整備し、収入の確保に向けた様々な方策を引き続き実践してまいります。

令和元年度に取り組む重点課題

1 適正・公平な賦課徴収

税を取り巻く環境は今後厳しくなっていくことが予想されます。その中で市民の皆様は税に対する理解を深めていただくために、今まで以上に適正、公平という税の基本理念を堅持し、税収の確保に取り組めます。

- ・ 公平な税負担の観点の下、税制改正に伴う適切な対応、税務署や他の市町村との連携を密にして、納税義務者及び課税客体といった賦課情報の適正な把握に一層努めます。
- ・ 昨年度まで継続してきた現年課税分未納者への早期対応、滞納整理の強化など、計画的かつ効果的な事務執行を行い、市税収入の確保については着実に成果を上げてきました。また、収入率の向上に効果的な従来の手法に加え、新たな収納機会や手法も検討しながら、引き続き効率的な収入確保策の実現に向けて努力します。
- ・ 職務遂行能力向上のため、税務職員一人一人のスキルアップを図り、税制改正に伴って複雑化する税制度の改正内容を的確に把握し、適切な対応と相談業務、収納においても法令に基づいた適切な業務に努めます。
- ・ 市民の納税意識の高揚を図るため、国及び府と協力して広報・啓発活動を行います。

2 市税収入の確保

税負担の根本原則である公平性を確保するためには、滞納額を縮減することが不可欠であり、新たな滞納繰越額の発生の抑制に重点を置いて、滞納整理を行います。

- ・ 執務時間中に来庁することが困難な市民のために、休日・夜間納税相談窓口を開設します。

《平成30年度実績》

【休日】	4月28日、29日	10月27日、28日	1月26日、27日	(計6日間実施)
【夜間】	4月26日、27日	10月29日、30日	1月28日、29日	(計6日間実施)

- ・ 滞納繰越分については、納期内納付をされている方との公平性の確保の観点から、支払能力がある未納者に対しては、預貯金、(不)動産などの差押を実施するとともに、インターネット公売などで換価処分を行います。

	《平成29年度実績》	《平成30年度実績》
動産の差押	2件	6件
預貯金等の債権差押	476件	422件
不動産の差押	79件	104件
無体財産	10件	8件
不動産の公売	落札額 4,160万円	落札額 406万円
インターネット公売	落札額 757万円	落札額 0万円

(平成30年度は不動産公売のみ)

《収入率の推移》（現年課税分+滞納繰越分）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東大阪市	97.30%（6位）	98.07%（5位）	98.43%（5位）	98.66%（見込み）
府下平均	95.83%（31市）	96.61%（31市）	97.16%（31市）	—————

3 市民サービス、納税者サービスの向上

市民の利便性の向上を図るため、従来から行っているコンビニエンスストアでの納付や口座振替に加え、ペイジー口座振替受付サービス、Web 口座振替受付サービスなど収納機会のチャンネルを増やし納期内納付、自主納付を推進してきましたが、今後も引き続きインターネットバンキングやクレジットカードによる納付など、納付しやすい環境整備のための調査、検討を行います。その際には、市民の利便性と費用対効果を検証し、実現可能で効果的な収納方法を探求します。また、マイナンバー制度導入に伴う個人（法人）番号の活用で、納税者の利便性向上と税務事務の効率化を図ります。その他、地方税ポータルシステム（e L T A X）による申告・申請の受付などの電子利用を促進し、地方税共通納税システム（共同収納）等への取り組みを進めます。

令和元年10月導入予定の地方税共通納税システムにおいては、企業が複数の地方公共団体への納付を一括して行うことができ、各地方公共団体の収納代理金融機関以外の金融機関からも納付が可能になるなど、収納手段が追加され納税者の利便性向上に繋がります。

平成30年度より給与支払者に対して、市・府民税の特別徴収義務者一斉指定を行いました。引き続き指定の取り組みを徹底し、納税者の利便性を高めます。

- ・納税の際、わざわざ金融機関に行く手間を省くとともに、失念による納め忘れがないように便利な口座振替を推奨しています。

【取扱税目：個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税】

《口座振替利用率実績》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個人市民税（普通徴収）	19.40%	18.50%	18.70%	19.50%
固定資産税・都市計画税	27.30%	27.40%	28.30%	29.40%
利用割合（全体）	25.00%	24.80%	25.60%	26.90%

- ・コンビニエンスストアより一部の市税が納付できます。

【取扱税目：個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税】

《コンビニ利用率実績》（利用率=コンビニエンスストアでの納付件数/総納付件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個人市民税（普通徴収）	43.30%	45.40%	47.90%	48.90%
固定資産税・都市計画税	25.10%	27.60%	29.00%	30.40%
軽自動車税	49.90%	50.60%	54.40%	55.50%
利用割合（全体）	34.30%	36.20%	38.20%	39.20%

- ・平成28年2月よりマイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機から市・府民税証明書を取得することができます。

《コンビニエンスストアでの税証明書発行件数》

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
19件	219件	752件	1,325件

※利用できるコンビニエンスストア（平成31年4月1日現在）

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール

※利用時間

6：30～23：00（12月29日～1月3日を除く。）

※手数料

300円 ⇒ 200円（平成30年4月1日より減額）

- ・地方税における手続き（法人市民税の申告、給与支払報告書の提出、償却資産の申告、事業所税の申告）が、インターネットを利用して行えます。

《eL TAX利用件数》 【取扱税目：法人市民税、個人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	（ ）内は全体の申告件数		
法人市民税	13,828 (22,511)	14,997 (22,865)	16,154 (23,571)
個人市民税	19,443 (55,666)	22,667 (57,746)	26,269 (59,010)
固定資産税（償却資産）	2,983 (11,201)	3,262 (12,562)	3,661 (13,388)
事業所税	178 (1,145)	226 (1,152)	241 (1,208)

令和元年度 部局長マネジメント方針

かわち としゆき
経済部長 河内 俊之



仕事に対する基本姿勢

経済部長を務め4年目を迎えます2019年度は、本市にとってラグビーワールドカップの4試合が花園ラグビー場で行われる特別な年であり、開催市のひとつとして大いに国内外に注目をされることを期待しています。そして、本市がモノづくりのまち東大阪であることを世界へ発信する絶好の機会だと考え近畿大学、東大阪商工会議所と2年前より準備を進め、これまでは、「歯ブラシから人工衛星まで何でも作れるまち東大阪」が国内向けのキャッチフレーズでしたが、世界へ発信するため「WHERE THE ANSWER IS」＝「モノづくりの答えがあるまち東大阪」としてのタグラインや映像を完成させました。

今年はこの成果を、産業フェアの開催をはじめ、様々なメディアを活用し国内外へ発信することに努めます。

また、ワールドカップの開催市である本市がモノづくりのまちであることに各国大使館や領事館が注目されており、市内企業の海外展開支援とモノづくりのまち東大阪の世界認知の拡大を目的として市内企業と各国大使館や領事館とのミートアップ事業の開催も予定しています。

更に、商店街においても、国内外のラグビーファンがこのまちを訪れ、市域が何かと活性化するこの時期を商機として逃さず、賑わいを作っていただこうと、商店街の賑わい作り事業に例年とは違った特別な支援施策を考えています。また、今年には消費増税の年でもあり商業者にとっても複雑な制度やこれに伴う政府の各種補助制度、キャッシュレス化への誘導などの必要な情報の提供にも力を入れていきます。

しかし、一方で市域の中小企業は空前の人材不足に見舞われており、若者はもちろん、潜在的な労働力である、女性や高齢者の掘り起しにも一層注力してまいります。とりわけ布施の就活ファクトリー東大阪では、子育て中の方が参加しやすいよう託児付セミナーなども実施していきます。

今年度の経済部は、いつもの年に増して多忙な1年となりそうですが、この年にしかできないこと、そうでないことをしっかり見極め、職員の力を発揮してもらえるようなマネジメントに努めて参ります。

平成30年度の振り返り

平成30年度は、経済部で実施している市内中小企業動向調査においても、世界経済の先行きの不安により景況の先行きを示す指標が上昇基調から、慎重な姿勢に転じた一年でありました。しかし、本市では先端設備等導入計画の申請が非常に多く、設備投資を下支えする政府のものづくり補助金を活用されていることが伺われ、モノづくり企業の生産性革命は進んでいるものと解しております。一方、労働人口の減少に伴う外国人材の活用が国会でも議論され、入国管理法の改正など外国人材を活用する市内企業に対して、制度や活用ポイントセミナー等を実施しました。

経済部では、このような状況の中、都市ブランディング形成推進事業、医工連携事業、デザインプロジェクトなど、モノづくりのまち発信の準備と新たな販路拡大や高付加価値化事業に注力し、また、若者や女性の就労支援のための事業を進めました。商業施策としては、従来の支援事業に加え、2019年ラグビーワールドカップ開催に向け、訪日外国人を迎え入れる準備として、市内商業者を対象にインバウンドの受け入れ体制や他市の事例を紹介するセミナーを開催するとともに、商業者向けインバウンド対応の小冊子を作成しました。また、市内全域から公募した30店舗の店の外観及び店舗内のパノラマ撮影を行い、グーグルマイビジネス及び東大阪グルメナビに登録するなど、魅力ある店舗の発信方法を学んでいたことで、商業者のICTへの対応を後押しいたしました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 ラグビーワールドカップ2019を契機とした「モノづくりのまち東大阪」の発信

ラグビーワールドカップ2019の開催は「モノづくりのまち東大阪」を国内外に向けてアピールする絶好の機会であることから、平成29年度から近畿大学や東大阪商工会議所と連携し、「都市ブランド形成推進事業」を実施しています。平成29、30年度は発信ツールとして東大阪のまちやモノづくりのイメージを伝えるLINEスタンプや東大阪フォント、タグライン、映像作品を制作しました。令和元年度はそれらのツールを活用し、モノづくりのまち東大阪としての都市イメージの確立・認知度の向上に向けてWEBサイトや展示会など様々な場面において発信していきます。

また、ラグビーワールドカップ2019に合わせて、東大阪市に海外から来られる方や国内各地から来られる方に、本市が「モノづくりのまち」であることを印象付け、さらに市民にはモノづくりのまちであることに誇りを持って頂けることを目的としたイベントを開催します。

実施に当たっては実行委員会を組成し、市内の様々な団体等にイベントへの参画を呼びかけ、一丸となって本市のモノづくり企業の技術力や魅力を発信するとともに、市域の賑わいを創出してまいります。また、ラグビーワールドカップ開催を契機に本市がモノづくりのま

ちであることに興味を持たれた国の総領事や商務担当領事を招いて、海外展開を検討している、あるいは興味を持っている市内企業と意見交換を行うミートアップ事業を実施し、市内企業の海外展開への一助とするとともに、「モノづくりのまち東大阪」の海外への周知拡大も目指してまいります。

2 デザイナーと連携した高付加価値化製品開発支援の実施

これまで国内で行われていたモノづくりの一部が経済成長の著しい新興国等へ流出し、国内産業が一段と空洞化することで、賃加工や部品製造といった仕事は減少していくことが懸念されています。そうした中、中小製造業者にとってひとつの方策が、自ら競争力を備えた自社製品をつくるメーカーになることであり、いかに効果的に製品開発を行っていきけるかが重要となります。そこで、専門的な知識を有する工業デザイナーと交流を図る機会を設けることで市内モノづくり企業の製品開発を支援してまいります。

マーケットインの発想に基づいた製品開発に向け、平成30年度は市内企業へのヒアリング調査による実情の把握と事業の枠組み及びWEBサイトの構築を行いました。また、東大阪市立産業技術支援センター内のモノづくり試作工房を模様替えし、モノづくり企業とデザイナー、学生などアイデアをもった人との交流や製品の試作を行う拠点としましたので、今年度は同施設を積極的に活用して本事業を展開し、新しい製品の開発や販路開拓等を含めたメーカーへの転換を支援してまいります。

3 医工連携事業の更なる展開

医療機器ビジネスを取り巻く環境や動向から、市内企業が最も効率的、効果的に参入をしていく形態として「部品・部材の供給」「試作・設計・開発支援」「OEM/ODM生産」を重点領域に取り組みを進めており、この間、首都圏での展示商談会などを積極的に開催するなど、具体的な取引に向け、医療機器企業とのネットワークの構築、強化を図ってまいりました。

この間の取り組みをきっかけに、複数の市内企業による自立した共同受注プラットフォームの組成に向けた動きも生まれつつあり、そうした活動を支援することにより、引き続き、医療・健康・介護分野への参入促進を図ってまいります。

併せて、平成31年2月より新たに大阪大学歯学部・大学院歯学研究科及び附属病院との連携プロジェクトを開始するなど、市場性や実現可能性の観点から、現実的な臨床ニーズを収集し、製品開発に向けての情報を提供していくための取り組みも進めてまいります。

4 商業全体が活性化し、にぎわいのあるまちづくり事業の実施

ラグビーワールドカップ開催年にあたり、にぎわいづくり事業において「ラグビーのまち東大阪」をPRする事業に対しては補助率と補助限度額を引き上げ、ラグビーワールドカッ

開催に向け市内の機運を盛り上げ、商業のにぎわいにつなげてまいります。また、市内商店街で実施する事業に対しラグビーにかかるイベントコンテンツを提供するとともに、これをきっかけに事業年度以降は商店街自らが「ラグビーのまち」を活かした商業振興を行えるような支援（コーディネート）を行います。

次に商業活性化の新たな担い手を支援するために、個店経営者育成セミナー事業において空き店舗活用促進事業補助金との連携を行うなど、引き続き創業支援にも取り組んでまいります。

更に本年10月には消費税が10%に引き上げられることから、制度の詳細や複数税率対応のための国の補助制度をテーマとしたセミナーを商業団体と協力して開催してまいります。また、店舗におけるキャッシュレス化を応援するため、キャッシュレス決済の導入に対する補助制度の案内なども合わせて開催し、事業者の理解を深めるとともに、速やかな対応を促してまいります。

5 現下の雇用情勢に柔軟に対応し、市内企業の人材確保を支援

現下の雇用情勢は、求職者の売り手市場が続く中、中小のモノづくり企業が多くを占める市内企業の人材確保は困難な状況が続いています。また、さらに今後、進展が予想される少子高齢化に伴う労働力人口の減少により、ますます人材不足が深刻なものとなっていくと考えられます。

このような状況の中、政府は、わが国の構造的課題としての少子高齢化社会に対応するため、「一億総活躍社会」の実現に向けての取り組みを進めています。本市においても、あらゆる方々に就業の機会を提供し、モノづくり企業を始めとする市内企業の人材確保を図るとともに、働くことを通じていきいきとした生活を送っていただくことが重要であると考えております。

そこで、まず、学生を含む若者や女性の就労支援に取り組んでおります「就活ファクトリー東大阪」におきまして、同じフロアの布施子育て支援センターやハローワーク布施と連携しながら、利用者の不安や課題を丁寧に聞き取り、適切な解決に導くキャリアカウンセリングや各対象に応じた、より実践に即したセミナーを引き続き実施してまいります。

現在、就活ファクトリー東大阪の利用者は、右肩上がりに増えていますが、さらなる利用者の拡大や利用満足度を向上させるために、キャリアカウンセリングにおいては、担当制によるきめ細やかなサポートを継続しながら、新たな自己診断ツールの導入や現状の適職診断ツールをさらに活用することで、次のステップに迅速に進めるような仕組みを構築してまいります。

また、新たな取り組みとして、市内大学のキャリアセンターに留まらず、学部と連携し、セミナーを開催することで、就活ファクトリー東大阪の認知度を向上させ、学生の利用者数の増加につなげていきたいと考えております。

さらに、子育て中の方が参加しやすいように託児付セミナーを定期的で開催し、潜在的求職者の掘り起こしや、復職または再就職を目指す方を支援してまいります。

市内企業に対しては、人材不足を解消するための採用セミナーや求職者との交流会等の開催を通じて、モノづくり企業を始めとする市内企業への就職に結び付けてまいります。

今後も、慢性的な人手不足が続くことが予想され、とりわけ一部の業種においては、人材確保が非常に困難な状況であることから、政府が進めている外国人の雇用や技能実習制度の整備について、その動向を注視しながら、市内企業への情報提供に努めてまいります。

6 農業の振興と啓発

本市では農業の振興育成を図るとともに、市民の農業に対する理解と関心を深めることを目的に、市、農業委員会、農業協同組合、関係機関で構成された東大阪市農業振興啓発協議会があります。その中で農業啓発事業として、消費者が近くの畑の野菜を食べて、地域に住む人と共に地元の農業・農地を無理なく守る、市民や消費者参加型の地産地消運動である「ファームマイレージ2運動」を事業の核として継続推進することで、府下トップの認証数を誇る「大阪エコ農産物（※）」をさらに増やしてまいります。

ラグビーワールドカップ2019の関連事業としましては、市内農家、市内の高校生、大学生に協力していただいて農業体験事業「田んぼアート」を行ってまいります。

また、都市農業活性化及び農地活用事業により、農業経営の安定化と農地の保全を推進してまいります。

※大阪エコ農産物

従来の栽培に比べて化学肥料使用量や農薬の使用回数を半分以下で栽培し、遺伝子組み換え作物でないもの

令和元年度 部局長マネジメント方針

たかはし かずこ
福祉部長 高橋 和子



仕事に対する基本姿勢

福祉部ではすべての人が地域で個性を尊重し、支えあい、共に生きる安心と活力のある福祉コミュニティの実現に取り組んでいます。

近年は少子高齢化や世帯構造の変化など地域を取り巻く環境の変化により、住民相互の連帯感は希薄化し、人々の暮らしの中において地域とのつながりのない「社会的孤立」などが問題となっています。また、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられるなど、従来の福祉サービスだけでは対応できない、いわゆる「制度の狭間」の問題も顕在化しています。

そのような状況に対応するため、福祉部では、真に支援が必要な人に、必要なサービスが行き届くよう、引き続き地域課題の把握を行い、福祉施策の総合的な推進に取り組んでまいります。

また、職員一人ひとりが、その専門として支援する能力の研鑽に努めるとともに、地域の関係者と日頃から連携を図り、困難な課題を抱える方にも、効果的・継続的な支援ができる環境を構築してまいります。

平成30年度の振り返り

- ・平成28年3月までを取り組み期間とした生活保護行政適正化行動計画を受け、引き続き重点的に取り組むべき項目として『生活保護行政適正化方針 平成30年度重点項目』を策定し、生活保護行政の適正な執行に取り組みました。
- ・生活困窮者自立支援事業として、就労支援、弁護士による債権整理相談、家計相談、学習支援等、各種メニューに取り組みました。
- ・手話言語条例の制定に向け、当事者や障害者団体等を交えた意見交換会の開催やパブリックコメントを実施し、多くの意見や助言をいただきながら、東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例を制定しました。
- ・地域課題の把握に努め、要支援者等への多様な担い手による多様な介護予防や生活支援サービスの充実に取り組みました。

- ・在宅医療と介護の連携として、医師会などの関係団体と連携し、市民や専門職への啓発・研修や課題の抽出、在宅医療マップ&ハンドブックの更新を行いました。また、医師会への委託で、在宅医療・介護連携相談窓口を設置し高齢者を支える関係者のための相談体制を整備しました。
- ・認知症高齢者への施策として、医師会への委託により平成29年度設置した、認知症初期集中支援チームの活動の活性化を図り、認知症の早期発見・早期診断・早期支援を進めました。また、認知症サポーター養成講座やフォローアップを行い、地域で活動する人材の養成を図っています。
- ・地域福祉をさらに推進するための方向性を示す「東大阪市第5期地域福祉計画」を地域福祉の関係者などからなる地域福祉専門分科会や地域福祉計画策定懇話会、市民・事業所アンケート、地域懇談会などのご意見を踏まえて策定しました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 生活保護の適正な執行について

令和元年度当初予算における生活保護費支給経費は330億円で、前年比で約12億8千万円下回りました。また、平成31年4月現在の生活保護受給率は3.75%で、前年同月比で0.14%下回りました。生活保護費支給経費や受給者の減少は、有効求人倍率の上昇等の社会的要因もあるものの、平成24年9月に策定した生活保護行政適正化行動計画に基づき、今日的な課題である不正受給や医療・介護扶助の適正化を図るべく「生活保護情報ホットライン」「かかりつけ薬局制度の創設」「後発医薬品の使用促進」とともに、受給者個人に寄り添うオーダーメイドの就労支援など多様なメニューを掲げ精力的に取り組んだ結果であると思っています。

令和元年度は、平成28年度に東大阪市生活保護行政適正化推進本部にて定められた「東大阪市生活保護行政適正化方針」に基づき、生活保護を本当に必要とされる方に必要とされる範囲で扶助を行うという、制度本来の趣旨を実現し、本市および制度に対する信頼確保と財政負担の軽減に努めるため、就労支援、健康管理支援といった自立支援に向けた取り組み、医療・介護扶助の適正化、不正受給への適切な対応、生活保護返納金・徴収金の適切な対応に努めてまいります。

2 生活困窮者に対する自立支援の充実

平成27年4月1日生活困窮者自立支援法が施行され、法で定められた自立相談支援事業等の必須事業と就労準備支援事業等の任意事業を順次スタートし、平成28年度には全ての事業を行い支援の充実を図ってまいりました。

平成29年度は住居確保給付金の窓口を従来の荒川庁舎から布施のヴェル・ノール布施4階に場所を移し、ハローワークと同フロアで連携を図っております。また、学習支援事業に

おいては毎年、実施回数と受け入れ人数の増加を行い、より一層支援の充実を図りました。

平成30年10月1日に法改正が行われ、新たな支援制度の拡充が求められています。令和元年度は、自立相談・就労準備・家計改善の一体的実施等、対象者が抱える諸課題に対して包括的な支援ができるよう、法改正に適した形で事業に取り組んでまいります。

3 手話言語条例制定に伴う手話普及の推進について

東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例が平成31年4月1日に施行され、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及のための施策を実施してまいります。

具体的な施策については、手話施策推進方針協議会での聴覚障害当事者や関係団体のご意見を反映し、手話を学べる講座の開催や既存の施設を活用した手話で交流できる場の提供などの事業の実施に努め、手話の普及や啓発を進めてまいります。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このようなことから、平成30年度から3ヵ年を計画期間とする第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定し、本市の地域包括ケアシステムを一層推進することとし、令和元年度においては特に次のことに取り組んでまいります。

（重点施策）

- 要介護状態等となることを予防し健康寿命の延伸を図るため、要支援者等への介護予防・日常生活支援総合事業や全ての高齢者を対象とする介護予防事業を充実させるとともに、より一層身近に事業を受けられるよう啓発に取り組みます。
- 地域の高齢者が医療や介護などの資源を効果的に活用できるよう、日常生活圏域ごとの地域資源マップの作成と普及を推進します。
- 認知症高齢者が適切な医療・介護に繋がる相談体制や、その家族が安心して本人を支えられる地域づくりを強化します。

5 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

複合化した課題を抱える方への支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決

が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、平成30年4月に改正社会福祉法が施行されました。

本市においては、こうした法改正の内容を踏まえた、地域福祉をさらに推進するための方向性を示す「東大阪市第5期地域福祉計画」を平成30年度に策定したところです。令和元年度は、本計画に基づき、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域のあらゆる人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

ひらた あつゆき
子どもすこやか部長 平田 厚之



仕事に対する基本姿勢

令和元年度は、子ども・子育て支援に関連する制度の大きな変革期となる年度ではないかと思っています。

まずは、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化制度がスタートします。この制度では、3歳から5歳までの幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設に通う子どもたちと、0歳から2歳までの非課税世帯に属する子どもたちの施設利用料が無償になります。そして、教育・保育施設の範囲は認可施設をはじめ、認可施設以外にも広げられており、認可外保育施設や就労型の一時預かり事業なども含まれます。このような大きな制度がスタートしますが、安心して様々なサービスをご利用いただける環境をつくるために、教育・保育を利用する市民のみなさんのニーズを確認し、的確な施策を展開してまいります。

また、今年度は、平成27年度よりスタートした「子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）」に変わる、令和2年度を初年度とする第2期計画を策定します。計画の策定にあたっては、教育・保育を利用する方のニーズだけではなく、施設を利用していない在宅で子育てをする世帯の方のニーズも確認していきたいと考えています。

そして、国を挙げて取り組んでいる児童虐待の問題については、かねてより重点項目として取り組んできましたが、さらにスピード感をもって課題整理を行ないたいと考えています。

本市では児童虐待の未然予防や、発生時の適切な初動対応を基本として取り組んでおりますが、今後はその支援を組織的に取り組めるような仕組みを考えていかなければなりません。今、その礎となる議論を進めているところです。

子ども・子育て支援施策を充実させることは、本市が抱える人口減少問題の解決にもつながる大切な取り組みだと思います。着実に少しでも前進できるように積極的に取り組みたいと思っています。

1 子ども・子育て支援事業計画中間見直し結果に基づき、保育の受け皿の確保に努めます。

平成30年度は、平成29年度に実施しました子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに基づき、待機児童解消に向けた保育施設の整備に努めてまいりました。

中間見直し後の計画では、これまで実施してきた幼稚園から認定こども園への移行整備が予定数を満たしたこともあり、民間保育施設の新設と小規模保育施設の新たな整備に力を注ぎ、待機児童の解消や新たな保育ニーズに対応できる保育の受け皿確保に取り組みました。

具体的には、民間保育施設4園、小規模保育施設2か所の開園を目指して設置事業者の公募を行い、その結果、60名定員の保育施設2園、90名定員の保育施設2園の合計4園を採択することができましたが、残念なことに小規模保育施設については事業者を採択することができませんでした。採択した4園については令和2年4月に開園できるよう、整備事業の進行管理を的確に行ってまいります。

令和元年度は、民間保育施設1園、小規模保育施設6園の公募を行ないませんが、平成30年度の状況を振り返り、公募内容を見直すなど、整備に向けて全力をつくしてまいりたいと考えております。

2 子どもの貧困対策実施計画に基づき、具体的な施策展開を図ります。

平成30年度は、「東大阪市子どもの未来応援プラン」に基づき、地域での子どもの居場所の確保を目的とした「学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業」と「食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業」の2事業をスタートしました。

学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業は、平成30年10月に市内10施設にて事業を始めましたが、この半年の運営状況を振り返り、まずは今年度、現在の10施設において年間を通じて安定的に運営が行えるように努めてまいります。

食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業は、子どもに食の提供を行う居場所、いわゆる「子ども食堂」を運営する団体に対し、安全・安心のための費用などに充てていただくことを目的として、運営費の一部を補助するものです。子どもたちが利用しやすい環境づくりはもちろんのこと、食中毒や食物アレルギー、事業中の万が一の事故の備えなど、安心して利用できる居場所づくりを目指しています。こちらは平成30年7月から順次、市内13施設で定期的開催していただきました。今年度は、このような居場所が市内にさらに広がるよう、取り組みを進めてまいります。

両事業ともに、まだまだスタートしたばかりです。取組みを進めつつ、内容の充実を行い適切な事業実施となるように努めてまいります。

3 児童虐待防止に向けた取り組みの強化に努めます。

平成 30 年度は、全国的に児童虐待に関する悲しい報道が相次ぎました。これらの報道を受けて、改めて児童虐待の早期対応や関係機関との連携の重要性・必要性を痛感しました。

本市には、東・中・西福祉事務所に家庭児童相談室があり、子育ての悩み相談や児童の発達相談、児童虐待のリスク把握、発生時の初期対応などを行っています。国では、相次ぐ児童虐待への対応を強化すべく各市町村に「子ども家庭総合支援拠点」という、子育て相談から非行問題、児童虐待への対応など、さまざまな児童に関する相談に対して組織的に取り組む拠点施設の設置を求めており、本市においても、平成 30 年度は設置に向けたさまざまな議論を行い、既存の家庭児童相談室を包含、集約する形での設置を方向付けました。

今年度も引き続き、設置に向けた議論を進めるとともに、1 日でも早く開設できるよう努力してまいります。

令和元年度に取り組む重点課題

1 教育・保育の無償化などの新たな保育ニーズに対応できるよう、保育環境の整備や「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」の策定に努めていきます。

子どもすこやか部では、平成 27 年度から始まった子ども子育て支援新制度の下に「子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」とします。）を策定して、精力的に待機児童対策や在宅での子育て支援の取り組みを進めてきました。

平成 29 年度には計画の取り組み期間の中間年度にあたることや、国において、女性の就業率 80% を達成するために、令和 2 年度末までの待機児童解消を目標とした「子育て安心プラン」を策定したことから、本市においても、子育て安心プランに沿って「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを行いました。この計画の見直しに際しては、取り組み期間中の課題整理だけではなく、改めて市民ニーズ調査を実施しました。令和元年度は中間見直しによる計画の最終年度となります。待機児童対策や新たな保育ニーズに対応できるよう、民間保育施設等の施設整備等に引き続き取り組んでいきます。

また、幼児教育・保育の無償化制度により、子育て世代の教育・保育に関する考え方や、利用を希望する年齢、利用する施設など、教育・保育を取り巻く環境が大きく変化する可能性があります。市民ニーズをしっかりと掴み、今後の施策につなげていくため、今年度は第 2 期子ども・子育て支援事業計画を策定するための準備を着々と進めているところです。

そして、無償化制度に伴って、教育・保育施設を利用するみなさんには制度利用に関する申請手続きが必要になりますが、みなさんの負担を少しでも軽減できるような制度を構築したいと考えています。

このように、令和元年度は、本市の子ども・子育て支援事業の礎となる年度と考えていますので、精力的に取り組んでまいりたいと考えています。

2 各リージョン地域での公立認定こども園・子育て支援センターの設置に向けて、取り組みを進めていきます。

平成 29 年度にオープンしました幼保連携型認定こども園である「縄手南こども園」「小阪こども園」、幼稚園型認定こども園である「北宮こども園」に続いて、平成 31 年 4 月に市内 4 番目となります公立認定こども園「大蓮こども園」がオープンしました。

大蓮こども園は縄手南こども園、小阪こども園と同じように幼保連携型認定こども園となりますが、前 2 園で培ったカリキュラム、ノウハウを生かしながら児童に教育・保育を提供していきたいと考えています。さらには、令和 2 年度には（仮称）孔舎衙こども園のオープンも控えています。そちらも、オープンに向けて着々と準備を進めているところです。

また、認定こども園と合わせて、各リージョンに 1 か所の設置を計画しています子育て支援センターについても、平成 29 年度にオープンした「布施子育て支援センター・ゆめっこ」で 6 か所目となりました。まだ設置ができていない A 地域の子育て支援センターについても、設置に向けて具体的な検討を進めていきたいと考えています。

3 児童虐待防止に向けた取り組みの強化に努めます。

子どもたちが安全に安心して健やかに成長していけるまち「東大阪」を実現するためには、児童虐待をなくすこと、未然に防ぐことが重要課題であると考えており、子どもすこやか部では、発生時の対応だけではなく、未然防止に向けた取り組みも精力的に行っています。

児童虐待の未然防止策としては、毎年 11 月の児童虐待防止推進月間を PR のチャンスと捉えて、街頭キャンペーン、オレンジリボンウォーク、子育て講演会などを実施して、“189（いちはやく）”の虐待通告ダイヤルについて啓発活動を行っています。また、未然防止のために、虐待通告時のすみやかな安全確認と要支援家庭への早期支援に努め、通告後の迅速な対応を心がけるように指示しています。

児童虐待防止対策については、国も平成 30 年 7 月に関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を取りまとめ、自治体、関係機関に一斉に通知しました。私としても、本市の役割として、国や大阪府、他自治体との連携強化や、職員のスキルアップも含めた体制の強化が急務であると考えています。

また、児童福祉の問題に組織的に対応できる拠点として設置に向けた議論を進めている子ども家庭総合支援拠点については、現在の子育て相談の拠点である家庭児童相談室を包含、集約する形での設置を方向付けており、令和 2 年度の設置を目指して精力的に取り組んでいく必要があると考えております。

児童虐待の防止に向けた取り組みは、子どもすこやか部の喫緊の課題であるとの認識のもと、積極的に進めてまいりたいと考えています。

4 「子どもの未来応援プラン」に基づき、子どもの居場所づくりを支援していきます。

子どもの貧困対策については、平成 29 年度に子どもの生活に関する実態調査を実施し、本市の状況把握を行い、その結果などを参考として、本市の子どもの貧困対策計画である「子どもの未来応援プラン」を策定しました。

そのため、平成 30 年度より子どもすこやか部では、子どもの居場所づくりを支援する事業として、「学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業」と「食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業」に新たに取り組んでいます。

特に、学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業は、地域の社会福祉法人等に施設内のスペースの提供を受け、その場所で市の委託事業者が宿題や自主学習などの学習習慣の定着を目的とした支援を実施する事業であり、社会福祉法人等には、合わせて子どもの居場所として、施設利用者との交流や相談支援などの実施をお願いしています。

平成 30 年度は、前述のとおり、市内 10 施設の協力をいただき、10 月より事業を実施しました。地域の福祉施設がこの事業に協力いただいたことは大変うれしく思っています。本市における子どもの居場所づくりは始まったばかりですが、地域の子どもの居場所として定着するように、関係する地域の団体の方々などへの広報も含めて、令和元年度も精力的に取り組を進めていきたいと考えています。

令和元年度 部局長マネジメント方針

しまおか まさゆき
健康部長 島岡 正之



仕事に対する基本姿勢

健康部では、妊娠・出産・育児の支援をはじめ、市民の健康増進、食の安全、感染症対策、斎場施設の整備・管理に加え、大規模災害発生時の健康危機管理対策などの事業を展開しています。健康部は多様な専門職が特性を活かして諸課題の解決に取り組んでいます。多職種の視点を活かし、「健康で元気に暮らせるまち」「安心して医療を受けられるまち」「安心して子どもを生み、育てられるまち」「生活衛生が行き届いたまち」を目指してまいります。

平成30年度の振り返り

- ・東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」の中間評価で、27項目中の15項目で改善がみられました。
- ・いのち支える東大阪市自殺対策計画を策定いたしました。
- ・3年目となった健康マイレージには、979人の方にご参加いただきました。
- ・安心・安全な妊娠、出産、子育てを旨とし、子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠届出時すべての方に、保健師による面接を行う体制を整えると共に、産婦健康診査を拡充し、産後うつ予防・新生児虐待予防の取り組みを強化しました。
- ・「ラグビーワールドカップ2019」開催時のテロ等の不測の事態を想定した「平成30年度大阪府国民保護協同実動訓練」に参加し、保健所での必要な対応、正確な情報共有方法等について検討しました。また、保健所職員向けに健康危機管理対策訓練を実施しました。
- ・災害発生直後に救護所で必要となる医療資機材の確保に努めました。
- ・ラグビーワールドカップ2019の会場である花園中央公園等において、感染症を媒介する蚊の生息調査および発生を防ぐための対策を行いました。
- ・野生鳥獣被害対策のため、関係部局と情報共有を行い、庁内連携を図りました。
- ・犬猫の譲渡等を実施し、犬猫の適正な飼養管理の普及啓発に努めました。
- ・地域における猫による被害の軽減と不幸な命を増やさないために、野良猫不妊手術助成金交付を行いました。

- ・市立東大阪医療センターが計画を着実に遂行しているかを、評価委員会の専門的見地からの意見を聴き、医療センターの業務実績に対する評価を行い、公表しました。
- ・平成29年度より実施していたサウンディング型市場調査に基づき、長瀬斎場の整備をデザインビルド方式で行うことを決定し、整備を具体的に進めるためにアドバイザー業務に着手しました。また、市の斎場整備に係る基本構想を策定し、新斎場建設を含めた今後の斎場整備の方向性を決めました。
- ・食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係施設への監視指導や食品の表示の確認及び製品検査を実施し、不良な食品の流通、食に起因する健康危害の発生防止及び不適切な食品表示の排除に努めました。また、食品等事業者に対して平成30年6月13日に改正された食品衛生法の改正内容の情報提供やウェブサイト等を活用し、市民への食の安全安心情報の提供を行いました。
- ・環境衛生検査センターの耐震補強工事及び間仕切り改修工事を行い、検査施設の整備を図りました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一層の充実

安心・安全な妊娠、出産、子育てを旨とし、平成31年4月に3か所の保健センターに開設した子育て世代包括支援センター「はぐくむ」では、保健師等が悩みや不安等を聴き、相談に応じ、必要なサービスが適切に利用できるようセルフプランの作成支援を行います。また支援が必要な方に支援プランを策定し、保健師と子どもすこやか部所属の子育てサポーターが連携して切れ目のない支援を行います。また、妊婦健診、妊婦歯科健診の費用助成や産後ケア事業、乳幼児健診等に加え、平成31年1月から拡充した産婦健康診査で、心身ともに体調を崩しやすい産後間もない時期に、お母さんのこころの健康状態等に応じたアドバイスを行うことで産後うつの予防を図り、すこやかな育児の支援に努めます。

2 健康危機管理対策の充実

集中豪雨や大地震などの自然災害がひとたび発生すれば、多くの方が負傷されたり体調を崩されたりすることにつながり、市民の皆さまの健康が大きく損なわれることとなります。また、本年度は国際的に注目度が高いラグビーワールドカップが花園ラグビー場で開催されるため、NBC 災害等への対策も必要となってきます。これらの健康危機事象の発生に備え、平時から職員向けの訓練並びに関係機関と連携した訓練を定期的実施し、あらゆる健康危機事象への対応力や知識・技術の向上に努めます。さらに、必要備品の拡充や市内の医療機関と健康危機事象発生時における連絡・連携体制の構築を行うことで、更なる対応力の強化を図ります。

■災害時医療対策

市と医師会・歯科医師会・薬剤師会がそれぞれ締結した災害医療協定に基づき、日頃から情報を共有し、災害発生時の連絡がスムーズにできる体制を構築していきます。さらに、市と近畿大学薬学部及び薬剤師会が協定を締結し、災害発生時に必要となる薬事に関する業務を行える人材の養成に努めます。また、前年度に引き続き、災害発生直後に救護所で必要となる医療資機材の確保に努めます。

■感染症媒介蚊対策

ラグビーワールドカップ会場が位置する花園中央公園等において、デング熱等の感染症を媒介する蚊の生息調査を実施するとともに、蚊の発生を防ぐための啓発を行う等、市内での感染症発生の防止に努めます。

■宿泊施設の有害害虫対策

訪日外国人観光客など東大阪市を訪れる方が宿泊施設を快適に利用していただけるよう、宿泊施設における有害害虫発生の予防、拡大防止の取組みを進めます。

■食品の安全対策の強化

食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係施設に対する監視指導や食品等の表示確認及び製品検査を実施して不適切な食品が流通しないように努めます。食中毒など食品に係る事故発生時には、迅速に対応することにより被害の拡大及び再発を防止し、食の安全を確保します。また、食品衛生法の改正により制度化される HACCP に沿った衛生管理方法の周知・指導に努めます。

■感染症・食中毒検査体制の充実

環境衛生検査センターでは、ラグビーワールドカップ開催を間近に控え、感染症・食中毒の発生増加に備えて、遺伝子検査設備の整備を推進するとともに、検査技術の向上に努め、発生時の検査受け入れ体制の充実を図ります。

3 健康づくりの推進

■望まない受動喫煙を防ぐ対策の推進

健康増進法の改正に伴い「望まない受動喫煙の防止」について、広く市民や事業所等に周知・啓発に努めます。また大阪府受動喫煙防止条例の周知啓発もあわせて行い、関係各課との連携を進めつつ、望まない受動喫煙防止に努めます。

■市民の健康づくりに取り組む機会の拡大

「東大阪健康・長寿マイレージ」については、市政だより保存版にて全戸配付し、多くの市民へがん検診受診や健康づくりのきっかけとしていただけるよう、周知徹底を図ります。

ラグビーワールドカップの開催で市民のスポーツへの関心が高まり健康づくりの取り組みを始めていただけるよう、市内民間スポーツ施設と連携した無料体験の実施など市民の運動に対する意識の向上や運動習慣の継続へのきっかけづくりに取り組みます。

■がん検診の推進

平成30年1月に胃がん検診に内視鏡検査を導入しましたが、この内視鏡検査の周知をきっかけとしてがん検診を受診する市民が増加するよう、本年度は新たに胃がんによる死亡が増え始める60歳代の対象となる市民へ個別勧奨のハガキを送るなど効果的な勧奨・啓発を行います。さらに、協会けんぽが実施する特定健診チラシにがん検診受診医療機関一覧を掲載するなど、関係機関と協力し啓発に努めます。

■関係団体と連携した健康づくりの推進

全国的な課題である自殺対策や、社会的な問題にも繋がるアルコールをはじめとした依存症対策について、関係機関や関係団体と連携し、より一層取り組みを進めます。また食育関係団体等と協働でライフステージに応じた食育を展開し、良い食習慣を育み、健康づくりの環を広がります。

4 斎場整備の推進

高齢化社会を迎える中、今後の火葬需要は増加することが予測されます。そのような状況の中、昨年、台風21号の影響により今米斎場の煙突が折損しました。市内斎場の老朽化は極めて深刻であり、1日も早く斎場の整備を進めていくことは急務であると考えています。

今年度は、長瀬斎場のリニューアルに向けての準備を本格的に進めていくとともに、市全体の斎場の整備方針に基づいた斎場の整備を並行して行い、安定した火葬業務の確保に努めます。

5 市立東大阪医療センターの業務実績に対する評価の適正な実施

市が指示している中期目標の達成に向けて、医療センターの取り組み状況について、評価委員会の専門的見地からの意見を聴き、適正な評価の実施に努めます。

6 動物の適正飼養推進

動物の飼い主には、命あるものである動物の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、適正な飼養管理に関する理解を深めていただくよう、周知、啓発に努めます。

また、野良猫対策として、野良猫の棲息数を減少させるための施策を強化します。野良猫の不妊手術助成制度をより利用しやすい制度へと見直しを図るとともに、無責任な餌やり行為に対しては、野良猫の不妊手術による繁殖制限や餌及び排泄物の管理についての啓発をあ

わせて実施し、地域社会における猫による被害の軽減と猫の殺処分数の削減を目指します。

令和元年度 部局長マネジメント方針

ちかみ ひであき
環境部長 千頭 英成



仕事に対する基本姿勢

環境部では、環境保全及び廃棄物に関する事務を担っており、第2次環境基本計画の基本理念である「みんなで引き継ぐ豊かな環境創造都市・東大阪」の実現に向け、各種施策に取り組んでおります。

世界に目を転じると2015年に国連サミットで「持続可能な開発目標 SDGs (エスディージーズ)」が採択され、新たな国際社会の取り組みとして、持続可能な世界を実現するための17の目標が掲げられました。17の目標には環境に関する目標も多く掲げられております。また、地球温暖化問題につきましては、2015年に開催されたパリ協定が採択され、温室効果ガス削減の世界目標、日本の目標が決まりました。こういった国際的な状況も注視しながら本市の環境施策に取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編」に基づき、市民や事業者の方々が省エネやCO2の削減に取り組んでいただくための支援や啓発に関する施策を積極的に行ってまいります。資源の枯渇やごみの最終処分場のひっ迫といった課題につきましては、ごみの減量化やリサイクルなど資源循環型社会を目指すとともに、「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」に基づき不法投棄対策や地域清掃の支援など市民と連携し、まちの美化に努めてまいります。また、工場等に対しては、規制・指導、立入検査等を行うことにより、公害の未然防止を図るとともに、市民からの公害苦情に対し現地調査を行い、改善指導をするなど、生活環境の保全に取り組んでまいります。

こうした中、下記の項目を重点課題として取り組み、良好な環境を次世代に引き継ぐまちづくりを推進してまいります。

平成30年度の振り返り

はじめに、環境保全及び地球温暖化対策の取り組みに関して、「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編」に基づき、太陽光発電システム等の設置補助を行い、住宅の省エネ・省CO2化を進めました。また、市域の環境負荷及び地球環境への負荷を低減するために、市内中小企業に対し事業者が環境配慮の取り組みを効果的・効率的に行う環境マネジメントシ

システム「エコアクション21」の普及を進めました。さらに、「東大阪市地球温暖化対策実行計画事務事業編（EACHⅢ）」について国の目標との整合性をはかる為、平成30年度に改定し、市役所内部における温室効果ガス削減の取り組みを推進しました。

次に、循環型社会の形成につきましては、「一般廃棄物処理基本計画」に基づきまして、引き続きごみの減量化、資源化を進めてまいりました。また、大型ごみの有料化に向け、説明会を自治会長・女性部長を対象に45校区（うち30校区は平成29年度実施）で実施、市民向けに市役所本庁舎及びリージョンセンターで計9回実施するとともに、市政だより及び子ども市政だより、その他広報誌・SNS等に大型ごみ有料化の記事を掲載するなど、市民への周知に努めたうえで、平成30年8月1日より大型ごみの有料化を実施しました。

平成30年11月より、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の配信を開始しました。また、大型ごみ収集のインターネット受付を開始しました。平成27年度に策定した（仮称）環境センター基本計画の見直しを行いました。

「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の施策の一環として、俊徳道駅前広場に、日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語も表記し、市のマスコットキャラクターであるトライくんをあしらった、歩きたばこ禁止を啓発するマークタイルを設置しました。またラグビーワールドカップ2019日本大会の機運を高めると共に、ごみのないきれいなまちでワールドカップを迎えるため、11月2日に市内いっせい清掃活動を行いました。

生活環境の保全として、石綿飛散防止のための常時監視とパトロールを行いました。特に市有施設における工事については、事前調査に関する取扱指針に基づき、石綿の飛散防止が図られているかの確認を行いました。また、公害の未然防止を図るため、法令に基づく規制・指導、立入検査等を行い、市民からの公害苦情に対しては現況を調査し改善指導を行いました。PCB廃棄物の処理を確実に進めるため、家屋課税台帳の情報を利用し、一部の家屋の所有者（1,409者）に調査票を送付し、掘り起こし調査を実施しました。また、前年度から新たに届出対象となった有害使用済機器の保管・処分を行う事業者についても、立入・啓発を行いました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 環境保全及び地球温暖化対策の取り組みの推進

■環境への負荷の低減や地域環境の改善を行うなどの環境保全活動を推進し、次世代に引き継ぐことのできる豊かな環境の創造のため、地域で活躍する各種団体等の自発的な活動を促進する支援を行います。また、本市の環境行政の根幹となる環境基本計画の改定作業を2年間かけて実施いたします。

・豊かな環境創造基金活用事業

ふるさと納税等による「東大阪市豊かな環境創造基金」を活用して、環境教育の振興、環境啓発、改善活動を行う団体等へ活動費用の一部を補助します。

■「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編」に基づき、家庭や事業所などの省エネルギー化、省CO₂化の取組みを着実に行うことで温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。また、今年度、計画の改定を行うことにより温室効果ガス排出量の削減に対する取組みをより推進いたします。

・再生可能エネルギー等普及促進事業

太陽光発電システム、エネファーム、HEMS、リチウムイオン蓄電池の設置費用の一部を補助することによって、家庭用の再生可能エネルギーや高効率給湯器等の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの削減を図ります。

・環境マネジメントシステム普及事業

市域の環境負荷及び地球環境への負荷を低減するために、事業者が環境配慮の取り組みを効果的・効率的に行う環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の普及促進を図ります。

・エコライフ診断事業

環境イベントに会場した市民に対し、省エネ・省CO₂行動に関する気づきを持っていただくことで、受診者の行動変容を促すことを図ります。

・COOL CHOICE（賢い選択）啓発事業

COOL CHOICE（賢い選択）とは環境省が2030年度まで展開する、省エネ・低炭素型製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す新たな国民運動のことです。市域内の地球温暖化対策の意識向上を図るため、COOL CHOICEの啓発を推進してまいります。

2 ごみ処理基本計画に基づく施策の推進

■子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、ごみの減量・3Rの推進・環境保全などの意識の高揚と自主的な行動を促進するため、環境教育出前講座の拡充など、周知の徹底を図ります。

・環境教育の普及啓発

市内の学校や幼稚園、自治会などへ地域ごみ減量推進員・協力員と環境部職員が協働して、ごみの減量や環境保全をテーマにした講座を実施する等、より連携した取り組みを実施します。

また、作品の制作を通じて3Rの推進・環境保全や環境美化などに対する意識の高揚を図るため、児童・生徒を対象にECOポスターコンクールを実施します。

さらに、環境について学べるイベント、ECOファミリーフェスタを開催いたします。

■ごみの減量を推進するため、分別収集の定着化を図るとともに、分別システムの更なる拡充を図ります。

・集団回収事業の促進

東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携して、自治会や子ども会などの地域住民団体が行う集団回収活動の促進を図ります。また、未実施地域の解消に向け、自治会や子ども会などへ働きかけを行います。

・リユースの促進

環境フェスティバルやECOファミリーフェスタなどのイベントにおいて、フリーマーケットの開催やリユースコーナーを設けるなどリユースの取り組みを進めます。

・資源回収の促進

市関連施設での古紙類、小型家電、蛍光管・乾電池・水銀体温計などの水銀含有廃棄物の回収、及び移動式の資源回収拠点を設置し、出張回収（キャラバン回収）を進めます。

また、公共施設から排出される剪定枝類のリサイクルを推進します。

・更なるごみの減量・資源化に向けた細やかな対応

更なるごみの減量・資源化に取り組めていない市民への再啓発の実施、また、住居形態や地域特性に応じた啓発を実施するなど、細やかな対応を行います。

■平成30年8月1日から実施した大型ごみ収集有料化について、効果の検証を行うとともに、リユースの推進・啓発を進めます。

3 ごみ収集業務におけるより一層の効率的な業務運営の推進

■清掃業務の効率的な運用を目指します。

環境部では現在、4環境事業所を拠点に家庭系ごみの収集を行い、美化推進課庁舎を拠点に不法投棄の対応等を行っていますが、事業所等の建物の老朽化が進み、維持経費が年々増加してきているため、これら建物の計画的な整備の必要であります。ごみ収集業務の委託に伴い、直営収集体制を再編して、4環境事業所と美化推進課をひとつの施設（（仮称）環境センター）に統合することにより、清掃業務の効率的な運用を目指して参ります。

■ごみに関する情報提供の充実に努めます。

平成30年11月よりごみ分別アプリケーションを導入し、ごみ出しに関する新たな広報媒体を運用しました。今後、ごみ分別アプリとごみの分け方・出し方を活用して、

より分かりやすい情報発信・普及啓発ができるように努めます。

4 東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例の推進

■まちの美化を推進します。

ごみのない「きれいなまち」をキーワードに、自治会及び事業所等での地域清掃の輪を市内の隅々まで広げていきます。

■不法投棄対策に努めます。

不法投棄防止の啓発看板の設置や、定期的な市内巡回パトロール、さらに不法投棄監視カメラにより、不法投棄の防止、抑止に努めます。

さらに、警察などの関係機関や、地域自治会との協働により、不法投棄をしにくい環境づくりを目指してまいります。

5 市域の生活環境保全に向けた啓発・指導の強化

■生活環境の保全として、ダイオキシン類等による汚染の状況を把握するため常時監視を行い定期的な調査及び測定を行っていきます。一方、公害の未然防止を図るため、法令に基づく規制・指導、立入検査等を行い、市民からの公害苦情に対しては現況を調査し改善指導を行っていきます。

■生活環境保全に向けて、産業廃棄物を排出する事業者や産業廃棄物処理業者等に対して、廃棄物処理法に基づいた適正な処理が行われるよう啓発・指導の強化を図っていきます。

■高濃度PCB廃棄物を処分期限（令和3年3月31日）までに処分すべく、保管事業者の洗い出しや早期の処分実施を促します。

令和元年度 部局長マネジメント方針

みつなが けんじ
都市整備部長 光永 建治



仕事に対する基本姿勢

当部では、『歴史と文化を活かした「住み、働き、学び、憩い、楽しむ」環境の調和』を都市づくりの基本目標に、土地利用の規制や誘導、公共交通の整備や調整、公園などの都市施設の整備や管理、駅前再開発などの市街地整備事業といった都市づくりを行なっています。

近年、この基本目標を実現するために、地区計画や特別用途地区などのさまざまな都市計画手法を積極的に活用しております。昨年度においては、人口減少や少子高齢化社会の到来に備え、継続的な都市経営をめざすために東大阪市立地適正化計画を策定・公表し、これまでの土地利用の規制や誘導に加えて、公共交通網を活かし歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進してまいります。

また、市民協働によるみどりのまちづくりに継続して取り組み、市街地の良好な景観形成に向けた検討を進めるとともに、大阪モノレール南伸に伴うまちづくりや、利用しやすい公共交通の検討に取り組んでまいります。

これからのまちづくりは、地域の実情にあったきめ細かい取組みが重要となっており、市民や事業者、関係する方々が主役の都市づくりをすすめるための環境整備に努めるとともに、協働していくことが重要であることを常に念頭に置きながら取組みをすすめてまいります。

平成30年度の振り返り

1 大阪モノレール南伸に伴うまちづくり

大阪モノレール南伸に伴い必要な駅前広場等の関連施設について、都市計画決定しました。

2 立地適正化計画の策定

地元説明会を開催するとともに、パブリックコメントにより市民の意見を募集し、東大阪市立地適正化計画を策定及び公表しました。

3 利用しやすい公共交通の検討

東大阪市総合交通戦略策定に向けて2回の協議会を開催し、市民や交通事業者等の意見を聞きながら、基本方針に基づいた事業案や実施プログラムの検討を行いました。

また、おおさか東線を平成31年3月に新大阪まで開通させただけでなく、事業者との協議を進め、JR河内永和及び高井田中央駅に直通快速の停車や、市内5駅を特定都区市内制度の対象となることを実現させ、市内の交通利便性が向上しました。

4 都市景観の形成

景観計画に基づき、大規模建築物の建築等の行為の際に協議・指導をおこなうことで良好な景観形成を推進しています。

都市景観の形成についての理解を深めるため、市民や行政を対象とした講習会を開催いたしました。

5 市民協働によるみどりのまちづくり

緑化ボランティア養成講座を実施し、修了者を中心に市役所本庁舎及びJR高井田中央駅前広場、近鉄布施駅前広場、近鉄小阪駅前広場、近鉄八戸ノ里駅前広場、近鉄瓢箪山駅前広場、東大阪市花園ラグビー場前花壇において緑化推進活動を実施しました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 都市計画手法を用いた住工共生のまちづくりの推進

住工共生のまちづくり条例のモノづくり推進地域において、モノづくり企業の集積や維持、促進を目的として都市計画手法を用いた住工共生のまちづくりを経済部と共同で推進しております。引き続き、水走地区において特別用途地区を拡大する検討を進めてまいります。

2 大阪モノレール南伸に伴うまちづくり

大阪モノレール南伸に伴い、駅前広場や周辺施設の整備に向けて、事業推進に取り組みます。

3 利用しやすい公共交通の推進

市民や交通事業者等の意見を聞きながら、公共交通の利用促進等の取り組みとして戦略を策定するなど、市民が利用しやすい公共交通の確保に努めます。

4 都市景観の形成

市街地の良好な景観形成に向けて引き続き取り組むとともに、良好な景観を重点的に保全形成する景観形成重点地区の指定に向けた検討を進めてまいります。

また、景観計画に基づいた、景観重要建造物や景観重要樹木の候補選定及び支援制度の検討を進めてまいります

5 市民協働によるみどりのまちづくり

地域における継続的な緑化活動を推進するため、花とみどりの知識や技術等の習得を目的とした講座を実施し、地域の指導者としての人材の確保と育成をすすめるとともに、駅前広場など公共施設等の緑化を引き続き進めてまいります。

あわせて学校園や地域を対象とした学習会を開催し、市民と協働でまちの緑化を推進します。

令和元年度 部局長マネジメント方針

たかと あきら
土木部長 高 戸 章



仕事に対する基本姿勢

土木部は、道路、河川の整備及び管理、街路整備事業並びに交通安全運動の推進や自転車対策等、市民生活に密着した事業を担っております。安全で便利な生活環境を確保するため、また、多種多様な市民ニーズに応えていくために、それぞれの分野で積極的な姿勢で業務に取り組んでいきたいと考えております。

また、高度経済成長期に整備された施設の老朽化が進行する中、造ったものを長持ちさせて大事に使う「ストック型社会」への転換が求められております。従来の対処療法的な修繕から、計画的かつ予防保全的な修繕に転換し、必要予算の平準化及び維持管理のコスト縮減に向けて更なる努力をしてまいります。

平成30年度の振り返り

橋梁点検事業について、35橋において実施し、平成26年度からの5ヵ年で全ての管理橋梁の点検が完了しました。

橋梁修繕補強事業については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、川俣大橋、西木村橋、南新田橋において工事を実施し、平成30年度末時点において計画橋梁70橋のうち、33橋の修繕補強工事が完了しました。

次に、交通安全に関する取組みとして、スタントマンによる交通安全教室を縄手中、柏田中、花園中の3校で実施し、在校生並びに近隣の市民の皆様にも多数参加していただきました。また、幼児から各種学校への交通安全教室を160回、高齢者及び一般向けの講習会等について249回開催しました。今後も特に子供、学生、高齢者、自転車の事故防止に向けて啓発活動に努めてまいります。

都市計画道路については6路線、駅前交通広場は3箇所の事業を実施し、そのうち衣摺加美北駅の駅前交通広場が平成30年6月に、俊徳道駅の駅前交通広場が平成31年3月に完成いたしました。

また都市計画道路大阪瓢箪山線は平成31年3月に近鉄河内花園駅から東花園駅付近までを新たに供用し、これにより大阪中央環状線から東花園駅付近までの通行が可能となりました。

浸水被害の軽減を目的とした都市基盤河川改修事業（大川）につきましては、120mの護岸を整備しました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 道路ストック点検事業

経年等による老朽化が進行している道路ストック（橋梁などの道路構造物）について、計画的かつ予防保全的な修繕を行うために、定期的な点検調査を実施してまいります。計画的な点検により道路ストックの長寿命化を図り、安心安全なまちづくりを推進してまいります。

2 橋梁修繕補強事業

主要路線に架かる重要な橋梁について、維持管理費用の削減を図ることを目的とし、従来の「悪くなってから補修を行う事後保全型」から、「損傷の小さいうちに計画的に補修を行う予防保全型」に切り替え、橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に橋梁の修繕・耐震補強を実施しております。今後も計画的に事業を実施し、道路利用者の安全で快適な通行空間の確保に努めてまいります。

3 交通事故防止への取り組み

交通ルールや交通マナーの習得を図るため、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校において、また、高齢者を対象とした各地域での交通安全教室を各警察署と連携して実施してまいります。

近年は自転車事故が多発していることから、自治協議会・交通安全自動車協会・各警察署等と協力して駅前での自転車マナーアップキャンペーンを毎月実施するとともに、平成25年度から実施しているスケアードストレート方式の交通安全教室を実施いたします。

また、事故防止に高い効果のある反射材用品やLEDライト等の普及促進を図る一方、ドライバーに対しては事故多発場所に注意喚起看板を設置し、交通安全意識の向上と事故防止に努めてまいります。

4 法定外公共物の適正管理

法定外公共物（里道敷・水路敷）の不法占拠路線について、引き続き詳細調査を実施してまいります。調査結果を基に、不法占拠物件の撤去指導や公用廃止等を行い、適切な管理に努めてまいります。

5 街路整備事業

街路整備事業について、現在、都市計画道路は6路線、駅前交通広場は1箇所の事業を実施しております。都市計画道路小阪稲田線については、令和2年度末の供用に向けて用地買収及び整備工事を進めてまいります。その他の路線につきましても早期完成を目指して用地買収を進めてまいります。

近鉄奈良線連続立体交差事業の関連側道につきましてはラグビーワールドカップ2019開催までに供用出来るよう大阪府とともに事業を推進してまいります。

また、大阪モノレール南伸に伴う関連事業である駅前交通広場等につきまして、事業認可の取得に向けて取り組んでまいります。

6 都市基盤河川改修事業（大川）

一級河川大川は、本市が事業主体となり、平成2年度に事業着手して整備を進めています。改修計画延長1,740mのうち平成30年度末で1,115mの護岸改修が完成し、一部を除き供用しています。令和元年度も引き続き用地買収及び護岸改修を進め、治水安全度の向上に努めてまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

にしだ ひろゆき
建築部長 西田 博行



仕事に対する基本姿勢

建築部は、市有建築物の新築・増築・改修の設計・積算・工事監理及び市有建築物全体の耐震化並びに予防保全を推進する建築営繕室、市営住宅の維持管理、密集住宅市街地整備促進事業、老朽市営住宅の集約建替え更新事業、サービス付高齢者住宅等の審査登録業務を行う住宅政策室、大規模2団地の維持管理業務、集約建替え更新事業を行う住宅改良室、そして特定行政庁として建築確認業務、開発指導、違反建築物是正命令等の建築行政全般及び民間建築物の耐震化並びに空き家等対策を推進する建築指導室の4室で構成されています。

この4室は、市民の皆様の生活に直接関係している業務が多くあります。その中で通常の建築指導行政や営繕業務はもちろんの事、新たな住宅施策の展開や近年の巨大地震問題等に備えた災害に強い安全なまちづくりに加え、昨今話題となっている空き家の適正管理に関する問題等についても、建築部職員一人一人が知恵を絞りながら、安全・安心につながるまちづくりを目指して日々の業務を行っています。そして今後とも関係部局としっかり連携を行いながら、下記の事業を推進していきます。

平成30年度の振り返り

【快適で安全な市有建築物の整備推進：建築営繕室】

- ・東大阪市市有建築物保全実施計画に基づき、各部材（外壁7施設、屋根・防水6施設、高圧受変電設備2施設、昇降機設備1施設、空調設備7施設、排煙設備15施設、防火設備6施設、避難設備2施設）の保全改修工事を実施しました。また、保全活動の啓発として、施設管理者等に対し施設の自主点検講習会を4回開催しました。
- ・東大阪市市有建築物耐震化整備計画に基づき、特定建築物については、耐震改修工事2施設、耐震設計1施設、耐震診断1施設、その他一般建築物については、耐震改修工事2施設、耐震設計2施設、耐震診断1施設を実施しました。

【民間建築物耐震化推進：指導監察課】

- ・ 土日や夜間などを利用し、大阪府八尾土木事務所、地域の建築士と連携しながらセミナーやイベント、ワークショップなどを通じて、地域に根ざした周知啓発に努めました。（平成 30 年度は 9 回の実施、参画）
- ・ 耐震診断実施者へのフォローアップや法改正により義務化となった大規模建築物等の所有者に啓発を行い、民間建築物耐震化促進補助を実施致しました。
- ・ 創設した代理受領制度を活用し、利用者の資金負担を軽減しました。
- ・ 地震時のブロック塀及び石塀の倒壊で生じる被害を未然に防ぎ、人身事故の防止並びに避難路の確保を目的とし、ブロック塀等撤去補助制度の創設を行いました。

【空き家の適正管理の推進：空家対策課】

- ・ 管理不全で危険な状態となり、周辺に悪影響を及ぼしている空き家の所有者に対し、空き家の適正管理に向けた助言・指導を行いました。
- ・ 司法書士・宅地建物取引士の専門家による空き家所有者向け個別相談会や、近隣の空き家の相談を受けられる自治会役員等向けセミナーを開催しました。
- ・ 危険な空き家は解体支援を行い、活用が可能な空き家については、地域及び業界団体と連携した空き家の利活用に向けた取り組みを行いました。

【密集住宅市街地の整備：住宅政策室】

- ・ 若江・岩田・瓜生堂地区において、防災道路の用地買収を 2 ヶ所、老朽木造賃貸住宅の除却補助を 5 棟行い、防災性の向上に取り組みました。

【市営住宅の長寿命化及び適正管理：住宅政策室】

- ・ 上小阪東住宅の P F I による建替事業の建設工事に着手しました。
- ・ 大規模 2 団地につきましては、北蛇草住宅 B 棟建替工事が竣工し、荒本住宅 B 棟は令和元年度に竣工を目指し、引き続き工事を行っています。
- ・ 管理部門としましては、収納確保のため代理納付及び指定金融機関、コンビニ及び口座振替での家賃納入制度を引き続き実施し、また空き住戸の改修により市営住宅 3 4 戸（住宅政策室 1 6 戸、住宅改良室 1 8 戸）の募集を実施いたしました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 快適で安全な市有建築物の整備推進

- ・ 東大阪市市有建築物保全計画及び東大阪市市有建築物耐震化整備計画に基づき、市有建築物の予防保全と耐震化を推進し、快適で安全な市有建築物の整備を進めることにより、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを実現します。

2 民間建築物の耐震化促進による災害に強い安全なまちづくり

- ・木造住宅の耐震化を重点的に行う地域を特定し、自治会や建築士と連携した周知・啓発活動を行います。
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化に向けて、周知・啓発を行います。
- ・創設したブロック塀等撤去補助金を活用し、危険な塀の撤去を促進します。

3 空き家の適正管理の推進

- ・東大阪市空家等対策計画に基づき、空き家等対策の推進に努めます。
- ・管理不全な空き家とならないよう、空き家等の所有者をはじめ、地域自治会や団体等に対する意識啓発を行います。
- ・適切な管理が行われていない空き家等については、その所有者等に対して、必要な助言や指導を行うとともに、大学や地域、関係団体等との連携により、空き家の解体、賃貸、売却、リフォーム等の相談に対応し、空き家の有効活用を促進します。

4 密集住宅市街地の整備促進

- ・老朽木造賃貸住宅が集積する若江・岩田・瓜生堂地区において、大規模な災害に備え、燃えにくいまち、避難できるまちを目指し、老朽木造賃貸住宅の除去と防災道路の整備を進めます。併せて大学や関係部局等との連携を図ることにより、まちの魅力や利便性の向上にも配慮した安全で快適な住環境づくりを地域全体で進めます。

5 市営住宅の長寿命化計画の推進と適正な入居管理の徹底

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づいて、老朽化した建物の集約・建替を行い、空き家の削減及び維持管理・保全の効率化を図ります。
- ・北蛇草及び荒本住宅B棟の建て替えに伴う、既存棟からの住み替えを進めます。
- ・市営上小阪東住宅のPFI手法による建て替えを進めます。
- ・家賃の滞納をなくすための収納確保対策を徹底します。また、住宅に困窮された方の入居機会を増やす取り組みを進めます。また、若年者世帯への期限付き入居を確保します。

令和元年度 部局長マネジメント方針

ふじと いつお
消防局総務部長 藤戸 逸夫



仕事に対する基本姿勢

今日における消防は、常備の自治体消防と非常備消防である消防団がそれぞれの特徴を活かし、連携協力しながら着実な発展を遂げ、火災等の各種事案に対応してまいりました。しかし、都市構造の変化から災害は複雑多様化し、地震、台風、集中豪雨等の自然災害が日本各地で頻発するなど、市民を脅かす災害は後を絶たない状況となっております。

また、高齢社会の進展等に伴い救急件数が増加しているほか、ラグビーワールドカップ2019日本大会やワールドマスターズゲームズ2021関西など国際的なイベントの開催を控え、消防が果たすべき役割は、益々大きくなっています。

消防局総務部では各種災害や増加する救急需要に対応できる体制を確立するため、消防車両や現場活動装備の整備を計画的に行うとともに、職員を専門研修機関へ派遣するなどハード、ソフト両面の充実を図り、より一層の消防体制の強化に努めてまいります。

平成30年度の振り返り

- ・ 救急体制の充実強化については、本年10月に西消防署本署へ救急隊1隊を増隊するため、増員に係る職員定数条例の改正を行い、救急体制の強化に向けて取り組みました。
- ・ 消防団の充実強化については、地域防災力として重要な役割を担う消防団員の防火衣及び投光器を整備し、現場活動における装備の強化を図り安全確保に努めました。
- ・ 人材の育成については、高度化する救急医療に対応するため救急救命士の養成を行うとともに、ラグビーワールドカップ2019日本大会が本市で開催されるため、テロ災害等に特化した研修に職員を派遣し、各種研修を通じて職員の知識と技術を高め、消防体制の強化に努めました。

1 消防体制の充実強化

近年、地震や台風などの自然災害が全国的に頻発し、各地では多数の死傷者や、家屋の全半壊などの甚大な被害を受けています。本市においても例外ではなく、昨年7月に発生した台風第21号が猛威を振るい、強風により家屋の屋根が飛ばされたり、大きな樹木が倒れるなど多数の被害を受けたところです。この日に受けた119番は900件を超える通報があり、非常招集により人員を確保するとともに、全車両を投じてこれらの災害に対応いたしました。

一方、救急需要は、高齢社会の更なる進展により、出動件数は増加傾向にあり、昨年の件数は32,058件で、過去最高値を更新いたしました。

これらの災害や救急需要に適切に対応するため、主力となる消防車両等を引き続き計画的に導入又は更新するなど、時代に即した消防力をソフト・ハードの両面から強化してまいります

2 消防団の充実強化

消防団は、地域防災の中核的存在として、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしているところです。

また、近年頻発する自然災害をはじめとする各種災害において積極的に活動する等、消防団の重要性について再認識されているところです。

本市におきましても、地域防災力の強化を推進するため、消防団の現場装備品、各種資機材等の充実強化に努めてまいります。

3 人材の育成

団塊世代職員の大量退職に伴う大量採用により、若手職員が増加したことから、各種訓練を通して知識や技術を錬磨させるとともに、消防吏員としての専門的知識の習得と倫理観の醸成を図り、人的資質の向上に努めてまいります。

また、管理監督体制を強化することにより組織力を強化し、魅力ある職場環境づくりに努めてまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

もりた ひろあき
消防局警防部長 森田 浩哲



仕事に対する基本姿勢

近年、都市構造の変化に伴い災害が複雑多様化しており、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生も危惧されております。また、全国各地で台風や地震、集中豪雨などによる自然災害が頻発し、昨年は大阪府北部地震や台風第21号により本市においても被害が発生したところです。

消防局警防部ではこれらのような災害が発生した際、市民の安全・安心を確保するべく、各種訓練の企画立案を行い、隊員の消火・救助技術の向上を図るとともに、減災・防災を目的とした予防行政に取り組んでおります。

本年はラグビーワールドカップ日本大会が本市で開催されるため、防災関係機関と連携・協力し、本市を訪れる全ての皆様の安全を守るべく、万全な消防体制で大会に臨んでまいります。

また、高齢社会の進展等により増加する救急需要に対応するため、11隊目の救急隊を本年10月に発足し、より一層強固な救急体制の構築に努めてまいります。

平成30年度の振り返り

- 救急業務の充実強化については、高度化する救急処置に対応するため各種研修及び訓練において救急救命士の技術向上を図りました。また、市民の皆様には、応急手当の普及啓発及び救急安心センターおおさかの広報を行い、救急体制の向上に努めました。
- ラグビーワールドカップ2019日本大会に向けての警防体制強化については、花園ラグビー場において国民保護共同実働訓練を実施し、自衛隊や警察などの関係機関と連携強化に努めました。更には、大会当日の警戒体制を強化することを目的に、「ラグビーワールドカップ2019消防・救急体制整備に関する応援協定」を大阪市消防局及び近隣消防本部と締結し、警防体制の強化を図りました。
- 火災予防体制の充実強化については、消防車によるパトロールや消防訓練、立入検査時などの機会を捉えて、放火火災に対する注意喚起を行った結果、放火による火災が減少し、29年間続いた火災原因の1位が「放火（疑いを含む）」から「こんろ」へと変わり、放火火災防止対策の効果がもたらされました。

- ・ 防火防災意識の高揚については、市民の皆様に対処できる知識や技術を身に付けてもらうため、各種イベント時に防災学習センターの広報リーフレットを配布し、防火防災の知識及び技術の必要性・重要性を啓発しました。
- ・ 通信指令業務の強化については、平成30年4月から新高機能消防指令センターの運用を開始し、現場映像をリアルタイムで共有することが可能になるなど、災害対応の強化を図りました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 ラグビーワールドカップ2019日本大会に向けての警防体制強化

本年は歴史的、国家的イベントであるラグビーワールドカップ2019日本大会が本市で開催されます。これまで消防局では、大規模イベントでのテロ災害等に備え、大阪府や警察、自衛隊等とともに国民保護共同実働訓練などの各種訓練を積極的に実施し、連携強化に取り組んでまいりました。引き続き、大阪府内消防本部をはじめ関係機関と更なる連携強化に努め、一層の警防体制の強化を図ります。

2 救急業務の充実強化

- ・ 高齢社会の進展に伴い、今後も増加が見込まれる救急需要に対応するため、高度な知識と技術を持った救急救命士を計画的に養成し、市民サービスの向上を目指します。
また、救急救命士が行う救命処置は専門的かつ高度になり、救急救命士に求められる技能は非常に高くなってきているため、救急救命士への教育を生涯教育として継続的に実施します。
- ・ 心肺蘇生やAED（自動体外式除細動器）などによる応急手当が適切に実施されることにより、傷病者の予後の改善が期待できることから、市民や事業所の皆さんへ応急手当の普及啓発を行うとともに、指導者（応急手当普及員）の養成も実施します。
- ・ 救急病院の案内が必要なときや救急車を呼ぶか迷ったときに、医師や看護師が24時間体制で救急相談に応じる「救急安心センターおおさか」の活用について、引き続き普及啓発を実施します。

3 防火防災意識の高揚

- ・ 放火による火災（放火の疑いを含む。）が依然として多いことから、自治会などの各種団体と連携を密にし、消防車によるパトロール、消防訓練、立入検査などあらゆる機会をとらえて、市民の皆さんへ放火に対する注意喚起を行い、放火火災防止対策を推進します。
- ・ 住宅用火災警報器の住宅全戸設置に向け一層の広報を行うとともに、適切な維持管理の必要性について啓発します。また、一般家庭やひとり暮らし高齢者宅防火診断を計画的に

実施して、住宅火災の低減に努めます。

- ・ 市民一人ひとりが防火防災に関心を持ち、災害発生時の的確な対処方法や知識を身に付けていただくため、各種広報媒体を利用して防災学習センターの利用促進に努めるとともに、テレビ、新聞、ウェブサイト、F a c e b o o kなどを利用して、防火防災意識の高揚に努めます。

4 指令管制業務の技能向上

救急車が到着するまでの間に、電話口で応急処置を指導（口頭指導）する技術の強化を図ることにより、傷病者の予後向上に繋がることから、指令管制業務を行う職員を医学的知見に基づく教育や口頭指導に関する各種研修会などへ積極的に派遣し、より一層の技能向上に努めます。

令和元年度 部局長マネジメント方針

いまにし ひろふみ
会計管理者 今西 弘史



仕事に対する基本姿勢

会計管理者は、長の補助機関として地方公共団体の会計事務を行います。主な業務は「現金、有価証券、物品の出納・保管」「支出負担行為の確認及び支出命令の審査」「決算の調整・長への提出」であり、これらの業務の執行は、会計管理者の補助組織である出納室が担っております。

私をはじめ出納室の職員は、市民・事業者の皆さんから納めていただいた税金をはじめとする公金の重要性を認識し、収納・支出を行うときに、法律・条令で定められているとおりに正しく事務処理がなされているか厳正な審査を行い、正確かつ迅速な会計事務の執行に努めてまいります。

また、公金の管理や運用についても適正に行い、東大阪市内部統制基本方針や指針に基づき、リスク管理による不祥事等の未然防止に取組むとともに、安全確実かつ有利な方法で管理・運用するなど、市民の皆さんから信頼されるよう組織一丸となって業務に取り組んでまいります。

平成30年度の振り返り

- ・平成30年度は、内部統制を効果的に推進するための重点取組みとして、公金（現金）の保管について、よりリスク管理を強化するための見直しを行い、「公金取扱いマニュアル」を改訂するとともに、各所属に対して「公金取扱いマニュアル」に沿った業務マニュアルの整備を指示いたしました。
- ・公金を取り扱っている全所属に照会を行い、実地検査が必要と思われる所属には直接出向き、公金や出納員印等の保管状況について検査し、公金・公印について適正に取り扱うよう指導いたしました。
- ・日常の審査においても、常に関係法令を確認し、また、監査委員による支出証書類の検査結果なども踏まえ、各部局に対し必要な指摘・指導を行い、適正な会計事務の執行に努めました。
- ・公金運用については、債権債務の相殺によって預金保護が可能な金融機関での運用を基本に、利率照会をするなど競争原理の活用により、安全確実かつ効果的な運用に努めました。

1 信頼性の向上

- ・収入、支出関係書類の審査においては、常に会計法令を遵守して適正に予算執行が行われているか厳正な審査を行い、担当課はもとより、監査、法制担当などとも十分に連携調整しながら、正確な予算執行業務を通じて市政に対する信頼性のより一層の向上に努めます。
- ・「公金取扱いマニュアル」の内容を市役所全体に周知・徹底し、不祥事や現金事故の防止に努めます。また、直接各所属に出向いての検査も充実いたします。

2 会計事務能力の向上

- ・令和元年度の内部統制の取組みとして、市役所全体で法令順守と現金等公金取扱いの重要性の認識を深め、正確かつ迅速な会計事務を行えるよう「実務研修」を行い、また、日常より「会計事務の手引き」に基づいた取扱いを徹底するなど、職員の意識や会計能力の向上に努めます。また、先進事例の研究や監査から指摘があった審査事例の検証などの職場研修を実施して、日々、出納室職員の会計事務能力の向上に取り組みます。

3 公金の適正かつ安全な管理と運用

- ・昨年は、内部統制部門と調整し、現金等を取扱う業務を行っている部署に対し、公金取扱いマニュアルに沿った業務マニュアルの整備を指導しており、令和元年度以降は、PDCAサイクルを継続的に行うことによって、さらに組織内での業務を適切に、効率的に行えるルールを整備し、公金の適正かつ安全な管理に努めます。
- ・市民の貴重な財産である公金（歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金）の管理及び運用については、「東大阪市公金管理・運用基準」に従い、安全第一を基本に確実かつ有利な方法により管理し、効率的な資金運用を行ってまいりましたが、各自治体の運用状況を研究する中で、財源の確保や、公金を安全・有益・効率的かつ効果的な運用方法で行われているものがあり、さらに研究を続けてまいります。また、これに伴い、基金等公金の長期運用や債券の購入などが出来るよう「東大阪市公金管理・運用基準」を見直すなど、要綱等の整備を行ってまいります。

4 事務の効率化

- ・日々の業務を通じて会計事務を点検し、非効率な事務や不合理な事務がないか改めて確認します。収入・支出の審査業務については、契約書や要綱、見積書や納品書など多種多様な書類を確認する必要があるため、膨大な事務量となっていることから、効率的な事務処理について、他市の状況も踏まえながら検討してまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

にしお けんじ
上下水道局経営企画室長 西尾 健二



仕事に対する基本姿勢

経営企画室では、主に上下水道事業における重要施策の総合調整等を行っており、「上下水道事業長期基本計画」や「上下水道事業中期実施計画」などの計画の進捗管理・評価を行うことにより、事業の経営基盤を強化し、健全な経営の推進を目指しています。

上下水道事業を取り巻く環境は、ここ数年で大きく変化しています。少子高齢化による人口減少や生活様式の変化により水需要が減少傾向にあり、給水収益や下水道使用料収入に影響を与えています。さらに昨年の大阪北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風21号など、頻発する災害に対する備えが求められるとともに、上下水道事業とも事業開始より相当の年数が経過しており、老朽化した施設や管路の更新需要の増加が予測され、経営環境は厳しさを増しています。

今後も上下水道事業を取り巻く環境は日々変化しますが、水は市民にとって未来永劫、欠かすことのできないものであり、こうした水を将来にわたり守り続けていくためにも、公営企業として、健全な経営に努めていかなければならないと考えています。

平成30年度の振り返り

上下水道庁舎整備事業における計画の見直しにつきましては、庁舎整備プロジェクトチームを立ち上げ、検討をおこなっています。本市水道事業の課題のひとつである大阪広域水道企業団への統合を見据え、庁舎整備の方向性としては水道庁舎建設とする見直しを進めております。関係機関等との協議・調整が十分に行えていなかったことから時間を要している状況ではありますが、今後は少しでも早期に庁舎整備の方向性を示せるように、検討を進めてまいります。

また、平区配水施設の計画的更新・耐震化、再構築を目的とした水道施設再構築基本構想を策定しましたので、今年度から着手する（仮称）東大阪市新水道ビジョンに反映し、安定したサービスの提供を将来にわたって継続することが可能となるよう取り組んでまいります。

1 上下水道庁舎の整備に向けて取り組みます

上下水道は市民の皆様の重要なライフラインであるため、一日も休まず上下水道サービスをお届けする責務を担うとともに、サービス提供にあたっては公営企業として公共性と経済性の両方を発揮しなければなりません。上下水道庁舎はそのサービスの提供や業務を効率的に運営し、大地震・豪雨などの災害が発生した際には施設復旧作業や応急給水活動の指揮本部となるなど、市民の皆様のライフラインを担う重要な拠点となります。

しかし、水道庁舎は築造後既に45年が経過しており、耐震性が低く、老朽化による劣化も著しい状況にあり、来庁者・職員の安全確保、災害時のライフライン拠点として問題があります。市民の皆様の安心安全を守り、より良いサービスを提供するという観点からも、これまでの取り組みに加えて、さらに水道事業の広域化といった時代背景も踏まえ、機能性や経済性を考慮した庁舎の整備に取り組めます。

2 (仮称) 東大阪市新水道ビジョンを策定します

本市水道事業においては、平成16年6月に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」の方針を踏まえ、平成20年3月に本市水道事業の運営に関する方向性と施策推進の基本的な考え方を示した「東大阪市水道ビジョン」を策定し、これに基づき施策及び取り組みを進めてきました。

「東大阪市水道ビジョン」の策定から11年が経過した現在、人口減少や節水機器の普及など水需要の減少に伴う収入減の傾向が続いている一方で、老朽化した施設や管路の更新等、先延ばしできない多数事業を抱え大変厳しい財政状況が見込まれています。また、近い将来に発生が予測されている南海トラフ巨大地震など広域的災害への危機管理面での対応も急務となっています。

厚生労働省は、日本の総人口の減少と東日本大震災の経験を踏まえ、来るべき時代に求められる諸課題に挑戦するため、平成25年3月に「安全な水道」、「強靱な水道」、「水道サービスの持続」を目指すべき方向性とした「新水道ビジョン」を策定いたしました。

これらの背景から、現行の「東大阪市水道ビジョン」(計画期間 平成20年度～令和2年度)の取組状況を踏まえて、今後50年程先を見据えながら、令和3年度以降10～15年間に取り組んでいく事業の方向性を示す、(仮称) 東大阪市新水道ビジョンの策定を進めます。

令和元年度 部局長マネジメント方針

かがわ ひろのぶ
上下水道局水道総務部長 賀川 広宣



仕事に対する基本姿勢

水道事業は「安全でおいしい水を、低廉かつ安定的に市民の皆様を提供すること」が使命であり、平時・非常時を問わず、市民生活に一刻たりとも欠くことのできないライフラインであります。

これらのサービスを皆さまに提供するにはさまざまな経費が必要であり、そのほとんどは皆さまがお支払いになる水道料金で賄っています。しかし、近年、人口減少社会の到来、節水型社会への移行に伴い、水需要は減少傾向にあり、本市の水需要も年々減少の一途を辿っており、水道料金の収入も減少傾向にあります。

一方、コスト面では高度成長期に建設した水道施設が老朽化し更新時期を迎えていることや、近い将来必ず発生するといわれる大震災等に備え災害に強い施設の構築など多額の費用を要し、水道事業の経営環境はますます厳しさを増しています。

そのため水道職員一同、チーム力を高め、業務の効率化に向け事務事業の見直しを実行し、スリムで機動的な組織づくりを目指している所であります。また、新たな市民目線で常にコスト意識と自己研鑽を忘れることなく推進することが、延いては市民サービスの向上に繋がるものと考えております。

市民生活にとって欠くことのできない水を、将来にわたって安定してお届けし、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、より一層の健全経営に努めてまいります。

平成30年度の振り返り

前年度重点課題として掲げました「効果的・効率的かつ適正な事務執行に努め、経営意識を高めます」・「健全経営を推進するため未収金を減少させます」これら2項目につきましては、平成30年度から局独自で内部統制の強化に取り組んでおり、業務改善やリスク管理を行っています。また、資金管理においても適正かつ安全性を担保した資金計画・運用を行い、平成30年度においても黒字決算になる見込みであります。

次に水道料金の未収金を減少させる取り組みといたしましては、新規及び長期滞納者への給水の停止を毎月行い、高額滞納者への折衝、休日の特別徴収等、臨戸訪問を実施し、平成

24年度以降の収納率99%台を維持することが出来ております。

また、「アウトソーシングによる効率的な業務運営について、より検討進めます」につきましては、業務改善検討委員会の中で議論してきましたが、更に検討を進めるべく包括的な外部委託に特化した検討組織を立ち上げ業務の効率化、経営健全化に向け検討を進めています。

令和元年度に取り組む重点課題

1 効果的・効率的かつ適正な事務執行に努め、経営意識を高めます

水道事業は東大阪市が営む公営企業であります。企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければなりません。皆さまに安全で安心な水を持続的にお届けするため、経済性と福祉の増進の両立を追及し、職員一人ひとりが水道事業への経営意識を高めてまいります。

意見具申

- ・職員一人ひとりが企業職員としての自覚を高め、意識改革に挑み、効果的・効率的な事務執行に努めるべく引き続き内部統制の強化に取り組んでまいります。
- ・資金管理においては、綿密な資産計画の下、安全性を最優先し、適正な資金を確保したうえで効率的な資金運用による増収に努めます。
- ・上下水道局の両事業間の積極的な人事異動により、事業の情報や課題を共有し、職員を育成しながら、局全体の更なる効率化の向上、技術力の確保を図ります。

2 健全経営を推進するため未収金を減少させます

水道事業は独立採算制をとっております。水道事業の運営には様々な経費がかかり、そのほとんどが皆さまからお支払いいただく水道料金で賄われています。

皆さまにご負担いただく水道料金について、未納の方があると、きちんと納付いただいた方の水道料金だけで事業運営を賄うことになり、お客様間の公平性を欠くこととなり、また、事業面においても大震災に備えた耐震化の推進に遅れが生じたり、経営を圧迫することにもなります。よってお客様間の公平性を保ち、健全経営を推進するため、滞納額の削減に努めてまいります。

- ・上下水道職員による休日等の特別徴収を実施します。
- ・料金滞納者に対し給水の停止を強化します。
- ・滞納者の実情に応じた納付相談を充実させます。
- ・料金滞納の未然防止のため、口座普及率を向上させます。
- ・収納窓口の更なる拡大を検討します。

3 アウトソーシングによる効率的な業務運営について、より検討を進

めます

水道事業における現状は、少子高齢化による給水人口の減少、節水意識の向上や企業の減少など極めて厳しい環境下であり、職員一人ひとりが現状の認識と自助努力をし、徹底した効率化、経営健全化を行うことが求められています。

特に営業部門である窓口関連業務と検針業務は、それぞれ直営と委託をしていますが、このことにより業務の複雑化、非効率化を招く結果となっており、今後、執務スペースの問題、配置人員や機動的な組織の在り方の検討においても大きな弊害となっています。

早急にアウトソーシングを含めた抜本的な見直しが必要であり、より検討を進めてまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

ひらやま あきひと
上下水道局水道施設部長 平山 昭仁



仕事に対する基本姿勢

近年の水道事業を取り巻く環境は、増え続ける老朽施設の更新費用の増大と、また社会状況、人口の減少や節水器具の普及等により給水収益が減少するなど、経営環境は非常に厳しいものとなってきています。また、近年多発しています自然大災害等にも強いライフラインの確保を目指して、山間地域の送配水機能と平区配水機能の整備を進め、老朽化した管路の更新、耐震化を行い、水道施設の強化を図ってまいります。

水道事業の使命は、安心して安全な「命の水」を安定して使用者の皆様にお届けする事であり、文化的な都市生活を営む上で、一日も欠かすことのできない事業であり、水道施設部では、限られた財源の中で、努力と創意工夫をもって効率的・効果的に水道施設の新設・更新や維持管理などを行い、「安心できる水道」の構築に努めてまいります。

平成30年度の振り返り

第四次水道施設整備事業は、5か年事業の3年度にあたり、施設整備では安定給水の確保及び発災時に飲料水を確保するため、老朽化した上小阪配水場施設更新工事（土木建築）の事業を継続しました。管路整備では、市民生活の重要なライフラインとして地震等災害時においても安全で良質な水の安定供給を図るため、上小阪配水場受水管布設工事を継続して行いました。また山間地域への送水管整備、重要給水施設への供給管路整備及び、基幹管路・配水支管の更新を継続して行ってまいりました。その結果、管路の耐震化率は1.1ポイント増の32.8%となりました。

令和元年度に取り組む重点課題

給水人口や配水量の減少が見込まれる中、水道施設の更新については、建設から維持管理廃棄までのライフサイクルコストをいかに低く抑えるかが重要であり、限られた財源で最大の効果が得られるよう事業を進めてまいります。

1 老朽化水道施設の効率的・効果的な更新

- ・施設整備事業（老朽設備の更新）

施設整備では、菱屋西配水場、山手町特別高区配水池、上石切町特別高区配水池の老朽化した各電気計装設備工事に着手し、施設の健全化の向上を図ります。

- ・管路整備事業（基幹管路・配水支管の耐震化）

管路整備では、山間地域への送水管整備、重要給水施設への供給管路整備、また老朽化した基幹管路・配水支管の更新を継続して行い、市民生活の重要なライフラインとして地震等災害時においても安全で良質な水の安定供給を図ります。

- ・低コストの耐震型配管材料の採用

ライフサイクルコストの低減化と、従来に比べて掘削幅の縮小による土工事の低減、施工性の向上に伴う管工事費の低減となる低コストの耐震型配管材料の採用で、工事費用の縮減を図ります。

- ・アセットマネジメントによる適正な資産管理

水道水の安全安定供給を継続するためには、施設を健全に維持保全することが重要であり、長期的な視点で効率的な資産管理を図るアセットマネジメントの取り組みが必要です。既存の水道管路情報システムを活用したアセットマネジメントの実践を実施します。今後は、施設の更新や補修などの維持管理情報、長期的な財政収支見通しに基づいた事業費の平準化を図りながら重要度・老朽度に応じた計画的な施設整備を行ってまいります。

2 水を安定してお届けするための維持管理

- ・漏水防止対策

漏水を抑制するために、計画的に漏水調査を実施します。これにより地上漏水の即時修繕や地下漏水の早期発見が可能となります。

- ・安心安全な水の確保

安心安全な水を確保するために、受水槽を経由せず配水管から蛇口まで水道水を直接届ける3階直結直圧給水や直結増圧給水の普及を推進します。また、受水槽設置者には適切な管理の啓発を行います。

- ・水質検査計画の実施

水道水の品質管理を徹底して行うために、水質検査の精度管理を行うと共に、水道法で定められた水質検査計画を毎年策定してまいります。また、水質試験結果を公表することで透明性を確保してまいります。

- ・安定した適正な水運用

水需要に応じた無駄のない適正な水運用を実施すると共に、広範囲に監視を行き渡らせることで異常の早期発見・処置など良質な水を安定して市民に届けてまいります。

3 早期復旧が可能な水道づくり

- ・配水エリアのブロック化の推進

市内の配水区域を小さく分けることにより、災害時など修繕の終わった地域から順次、給水復元が可能になります。また水圧の安定や漏水抑制など、市民サービスの向上につながる配水エリアのブロック化を引続き進めてまいります。

- ・災害時等の相互応援体制の確立

災害時においては、国、府、日本水道協会等と密に連携をとり、また近隣都市等との相互応援協定に基づき、体制確保に努めます。

令和元年度 部局長マネジメント方針（素案）

よしむら やすあき
上下水道局下水道部長 吉村 靖明



仕事に対する基本姿勢

本市の公共下水道は、市民サービスを担う企業（地方公営企業）として、「経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」を運営原則に事業の推進を図っています。平成20年4月より企業会計方式の活用により財務情報の透明化に努め、さらに平成25年4月より下水道事業の経営を市長から任された事業管理者のもと、経営マインドの醸成を進めてまいりました。現在、人口減少社会に入り、地方財政の状況が厳しさを増す一方、施設の老朽化に伴う大量更新時代を迎えようとしている経営環境を踏まえ、公営企業として経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでまいります。

また、市民の安全・安心な生活を守るため、既存の施設の最適な維持管理を行っていくとともに、集中豪雨や地震による被害の軽減に向けた対策を、引続き推進してまいります。

平成30年度の振り返り

平成30年7月4日から7日にかけて、本市において連続雨量250mmを記録し、大規模な水害の発生が懸念されました。これまでの治水対策が功を奏し、大きな被害を免れることができましたが、治水対策の重要性、緊急性を改めて実感したところです。

平成3年度より実施している増補管事業は、平成30年度末において、計画に対しての進捗率が91%に達しました。また、市政だよりやケーブルテレビを活用し、これまでの治水対策の効果を、7月の豪雨を題材として市内の治水整備の紹介とあわせて解説するなど、ハードおよびソフトの両面から浸水対策に取り組みました。

今後日本社会における人口減少が予測され、下水道使用料収入の低下が見込まれます。厳しい経済環境の中、安定的に下水道事業を継続していくため、「経営戦略」（中長期的基本計画）の策定を進めております。平成30年度は、膨大な施設の維持および改築の需要を予測し管理を最適化するため、平成28年度より検討を進めてきたストックマネジメント計画を策定しました。計画策定時に試算した中長期的な投資の見通しは、経営戦略の策定に繋げてまいります。

ラグビーワールドカップ2019への取り組みとして進めてきた、花園ラグビー場周辺の

アクセス道路の歩道にあるマンホール蓋の再整備が、平成30年度に完了しました。165箇所のラグビーマンホール蓋が、ワールドカップ仕様にリニューアルされ、ワールドカップを盛り上げていきます。

令和元年度に取り組む重点課題

1 災害リスクの軽減に取り組む

平成30年は、6月に発生した大阪北部地震をはじめ、各地で時間雨量100mmを超える集中豪雨や、度重なる台風の襲来など、各地で自然災害が多く発生しました。

本市は、市域の大部分が降った雨が自然に川へ流れ込まない地形条件であり、都市化による流出量増加や近年の集中豪雨発生の増加によって、浸水リスクが増大しています。また、高度経済成長期の集中投資により整備されてきた施設の老朽化が進み、損壊による機能停止での衛生面・防災面のリスクや道路陥没等二次災害のリスクの増大が危惧されます。さらに、日本は地震大国と呼ばれるほど地震が発生しやすい場所であることから、地震災害のリスクも常に抱えています。市民の安全・安心な生活のために、これらのリスクを軽減していかなければなりません。

下水道部ではリスク軽減のため、既設の下水管の排水能力を增強する増補管事業や、老朽化した施設の長寿命化や耐震化といった改築事業を進めるなど、災害リスクの軽減に取り組んでいます。市民の安全・安心な生活のために、これら事業を着実に進めるよう取り組みます。

2 経営戦略の策定に取り組む

近年、少子化による人口減少に伴い使用料収入は減少傾向にあります。市内に整備された約1,100kmに及ぶ管渠の維持管理にかかる費用や、老朽化した施設の更新や浸水対策といったリスク軽減にかかる費用は需要を増していくため、下水道事業の経営環境は今後ますます厳しさを増していく見込みです。

下水道は市民生活に欠かせないライフラインであり、安定した下水道サービスを継続的に提供していかなくてはなりません。膨大な管きよの状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状況予測をしながら計画的な管理を行うストックマネジメントに取り組むとともに、厳しい経済環境の変化を見据え、安定的に下水道事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定に取り組みます。

令和元年度 部局長マネジメント方針

きたばやし やすお
教育総務部長 北林 康男



仕事に対する基本姿勢

教育総務部内には、教育管理課・施設整備課・学校給食課の3課があり、それぞれの課において東大阪市の教育施策を現状より少しでも良くできるよう、業務に取り組んでおります。中でも「小学校普通教室のエアコン設置」や「中学校給食の実施」という、大きなプロジェクトを現在抱えており、今後は「学校園施設の長寿命化」という大きな課題にも取り組んでいく必要があります。これらの課題やプロジェクトを抱えながらも、より良いサービスをいかに低コストで提供できるかも部全体で日々検討しております。

また、日々の事務事業を円滑に効率的に進めるためには、部内3課のチームワークが非常に大切であり、そのためにも「情報の共有」「業務提案のしやすい雰囲気」など、部内の風通しを良くすることを常に意識し、仕事に取り組んでまいります。

平成30年度の振り返り

小学校普通教室のエアコン設置につきましては、市内51小学校において、令和元年9月からのエアコンの使用開始に向け、設計、施工及び維持管理を実施する民間事業者を決定いたしました。また、幼稚園保育室へのエアコン設置につきましては、令和元年6月の使用開始に向け、工事に着手しました。

中学校給食につきましては、給食開始に向けて令和元年度開始2校の配膳室整備工事と食器・食缶等の購入、令和2年度開始7校の内4校の事前整備工事を行い、中学校給食の調理・配送等を行う委託事業者（令和2年度開始7校分を含む）の選定を行いました。

また、小中一貫教育等にかかる施設整備につきましては、小学校6年生の中学校登校に必要な教室の整備等を23中学校において実施しました。

最後に、学校園にあるブロック塀等につきましては、道路に面する等緊急対応が必要なものについて、フェンス等への改修を実施しました。

1 小学校普通教室にエアコン設置

小学校普通教室のエアコン設置につきましては、児童の健康や体調の維持管理、とりわけ熱中症から児童を守るとともに、学力向上にもつながる教育環境づくりとして、令和元年の8月末までに普通教室へのエアコン設置を進めてまいります。

2 全員喫食の中学校給食を順次開始

中学校給食につきましては、成長期における生徒の健全な心身の育成や食育の推進等の役割を果たし、学校教育の一環として重要な事業であることを踏まえ、完全給食、全員喫食での給食を実施してまいります。その実施スケジュールとしましては、令和元年度の池島学園（後期課程）、くすは縄手南校（後期課程）から開始し、4カ年ですべての中学校で給食を実施してまいります。

令和元年度につきましては、上記記載の2校の中学校給食開始を滞りなく開始すると共に、令和2年度開始予定中学校の配膳室整備工事と食器・食缶等の購入を行い、令和3年度開始予定8校の内4校の事前整備工事を行ってまいります。

学校給食の更なる充実と中学校における食育の推進を図り、子どもを豊かに育む教育環境の向上を目指します。

3 学校園の教育環境の向上

学校園の教育環境の向上につきましては、まず園児の健康や体調の維持管理、とりわけ熱中症から園児を守るため、令和元年6月からの使用開始に向け、市内全幼稚園にエアコンを設置してまいります。

次に、学校園にあるブロック塀等につきましては、基準に適合しないものを含めフェンス等への改修を進めてまいります。

最後に、学校園施設の長寿命化対策につきましては、施設に不具合が生じてから対応する事後保全から、計画に基づいた予防保全への転換を図るため、財源の確保を含む、その実施手法等の検討を行ってまいります。

令和元年度 部局長マネジメント方針

いわもと ひでひこ
学校教育部長 岩本 秀彦



仕事に対する基本姿勢

子ども達は今、私たちが暮らす社会が、情報化や技術革新、グローバル化などにより予測を超えて、どんどん進展することが予想される中で学校園生活を送っています。そのため、今、学校教育では、その子ども達が大人になって、今よりも変化の激しい社会で、一人ひとりが羽ばたいて、輝いていくために必要な力である「生きる力」を育成することが求められています。

学校教育部では、「生きる力」を全ての子ども達に育成することを目指して、部一丸となって日々の業務に取り組んでいきます。

平成30年度の振り返り

まず、学力向上に関して、私立の幼稚園やこども園、保育園とも連携し、就学前教育・保育と小学校教育への接続・連続性を重視した学力向上対策に取り組んでいけるよう、その手引きを作成しました。また、前年度の中学校に続き、小学校でも電子黒板などICT機器を導入したわかりやすい授業を展開できるよう取り組みを進めました。

次に、児童生徒の就学に関しては、就学援助費である入学準備金を3月に支給できるよう、制度改正を行い、就学支援を進めました。

学校現場においては、教職員の働き方改革を進め、ゆとりを持って子ども達に向き合う環境をつくることを目的に、教職員出退勤システムを導入しました。

最後に、新しくなった教育センターにおいて、その機能を活かし、教育相談や発達相談といった来所相談を効率的に行い、子ども達のすこやかな育ちを支援しました。

1 学力向上の推進

子ども一人ひとりが「確かな学力」を身につけることができるよう取組みを進めてまいります。「誕生から始まる、連続・一貫した教育」の理念の下、本市標準学力調査等を活用したきめ細かな指導、電子黒板等 ICT 機器を活用したわかりやすい授業、学力向上支援コーディネーターを中心とした組織的な学力向上の取組みへの支援を通し子どもの学力向上をめざします。

2 いじめの防止

「東大阪市いじめの防止等に関する条例」及び「東大阪市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。子どもからの相談に応じ心のケアを行うスクールカウンセラーや福祉的な視点を持って子どもの環境改善を図るスクールソーシャルワーカーの配置などを通じて、いじめを許さない教育環境の醸成と、小中一貫した指導体制の構築を進めます。

3 特別支援教育の推進

障害のある子どもたちが、学校園生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざし「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。また階段昇降機配置、支援学級及びその他の学習環境整備などとともに、生活介助や医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援として、学校介助員・スクールヘルパー・ケアアシスタントおよび特別支援教育支援員を配置し、安心して円滑に学校園生活を送れるよう支援します。

4 様々な教育相談活動による支援

教育センターの移転に伴い、面接室等が充実したことから、来所相談（教育相談、発達相談）においては、より一層、市民の方のニーズに沿ったきめ細やかな支援を行います。また、市立幼稚園・こども園・小学校への派遣相談、電話相談などを進める事に加え、適応指導教室（不登校児童生徒の学校復帰に向けた学習支援や様々な支援プログラム）の取組みを通じて、子ども・保護者・学校園に寄り添い、すこやかな育ちを支えます。

5 幼稚園、認定こども園施策の推進

市立幼稚園や認定こども園における義務教育課程へと繋がる学びの基礎を育む幼児教育・保育の質の確保や特色のある幼児教育の実践を支える体制づくりを進めるとともに、地域子

育て支援事業の充実・強化に努めます。

また、民間園や保育所に在籍する幼児を含め、就学前教育の充実に向けた取組みを進めます。

6 教職員の人材育成と資質向上

キャリアステージに合わせた教職員研修指標に基づき、①研修成果を学校園での教育活動に活かす実践的指導力の向上、②今日的な教育課題の調査・研究の成果を共有する事による教職員の資質・能力の向上、③授業準備や教材研究などに対する教職員の熱意と自己研鑽力の向上など、学校園の「学ぶ力」の活性化を支援します。

7 教職員の働き方改革

教職員の学校における働き方改革について、文部科学省においても取り組みの徹底が言われており、本市としても、「一定期間の学校閉庁日の導入」や「留守番電話の設置」など教師の負担の軽減を図る取組みを進めるとともに、引き続き他の方策についても研究を進めていきます。

令和元年度 部局長マネジメント方針

ふくはら しんご
社会教育部長 福原 信吾



仕事に対する基本姿勢

「令和」の時代がスタートし、東大阪市でも人口減少が進み、やがて超高齢化社会になると予測されており、社会教育を取り巻く環境が大きく変化していく中、社会教育行政の課題は少なくないと考えています。

令和元年度は、「第四次東大阪市生涯学習推進計画」の策定に着手しますが、10年先をも見据えた計画にしていかなければなりませんし、文化複合施設や新永和図書館などの計画もスケジュールに沿って確実に進めていかなければなりません。

社会教育部は、生涯学習、青少年健全育成、市民スポーツ、市民文化芸術など市民のみならずの「学び」をお手伝いしていますが、それぞれの事業や事務を一から分析をし、PDCAサイクルに基づいた事業展開を目指してまいります。

平成30年度の振り返り

1 図書館サービス網の整備

本市の図書館サービスは3館2分室1移動図書館で運営しており、いずれの図書館の蔵書も取り寄せて利用することができます。

新永和図書館につきましては、旧市民会館跡地に建設される東大阪商工会議所新会館内に整備すべく、平成31年1月から建設工事に着手しております。

四条図書館につきましては、郷土博物館・埋蔵文化財センター・市史史料室との文化複合施設として一体的な整備に向けて、手続きを進めてまいります。

2館の整備にあたりましては、市民の皆様の暮らしに役立つ情報拠点として、乳幼児から高齢者、親子連れなど、様々な方が利用する施設として、身近で快適に利用して頂けるよう進めてまいります。

2 留守家庭児童育成事業の推進

平成27年度から3年間、地域運営委員会と民間事業者により補助金方式で留守家庭児童育成クラブを運営してまいりましたが、平成30年度からより質の高い安定的な運営ができるよう市の事業と位置づけ、公募で選定した事業者により3年間の委託をして事業運営を行っております。

平成30年度は、事業者が条例や仕様書に基づいた内容に基づき運営ができているかを把握するため、全留守家庭児童育成クラブを視察しました。

また、年々増加している待機児童を早い段階で把握するため、市内の小学1年生から5年生までと令和元年度に小学1年生になる幼稚園、保育所、認定こども園の園児の保護者を対象に留守家庭児童育成クラブの入会希望調査を10月に行い、待機児童が発生しそうなクラブの教室改修等の対応に努めました。

3 家庭教育支援の充実

家庭教育支援事業は、平成27年12月に教育委員会内に「家庭教育支援に係る検討会議」を設置し、多様化する家庭教育のあり方について検討してまいりました。

平成30年度は、市立小学校1年生の保護者に、「家庭教育手帳ーワクワク子育てー」を配布し、生活習慣や生活リズムの大切さについて啓発を行いました。

また、「早寝・早起き・朝ごはん」をテーマにしたポスターを作成し、市立小中学校に掲示してもらうことで、児童・生徒らに規則正しい生活習慣を身に付けることの重要性や、それが健康増進につながることを訴える取り組みを行いました。

4 地域教育協議会との連携

地域での総合的な教育力を活性化させるため、学校園・地域教育関係者で構成される地域教育協議会が各中学校区に設置されています。各地域教育協議会では、それぞれの地域の特色を生かした地域教育活動事業や学校教育支援事業、家庭教育支援事業等を自主的に行っています。

平成30年度は各地域で、コミュニティ誌の発行や清掃活動、子どもの安全を守る活動、フェスティバルの開催、職業体験等の体験活動実施に対する協力、漢字検定等を行いました。

また、平成30年度に初めて地域教育協議会の代表者会議を開催し、各協議会間で情報共有や情報交換、交流を行うことができました。

1 家庭教育支援の充実

平成27年12月に、教育委員会各部局の職員から構成される「家庭教育支援に係る検討会議」を設置し、同会議での議論のもと、「早寝・早起き・朝ごはん」に焦点を当て、幼児から中学生までとその保護者を対象として、生活リズムや生活習慣の大切さについて啓発していく取り組みを実施しております。

令和元年度も、市立小学校1年生とその保護者に向けて、「家庭教育手帳－ワクワク子育て－」の配布を行うほか、「早寝・早起き・朝ごはん」をテーマとするポスターを市立小中学校や関係機関等に掲示して、規則正しい生活習慣の重要性の啓発等に取り組んでまいります。

「早寝・早起き・朝ごはん」を実践することで、家庭における生活習慣が改善され、さらには子どもたちの健康増進、健全育成につながるものと考えておりますので、今後も周知、啓発方法を工夫してさらに充実させるよう努めてまいります。

2 地域教育協議会との連携

現在各中学校区において、地域での総合的な教育力を活性化させるため、学校園・地域教育関係者で構成される地域教育協議会が設置され、各協議会では、地域の特色を生かした地域教育活動事業や学校教育支援事業、家庭教育支援事業等を実施しています。具体的には、コミュニティ誌の発行や清掃活動、子どもの安全を守る活動、フェスティバルの開催、職業体験への協力等を行っており、各地域教育協議会の参加者数は年々増えています。この活動の輪が、少しずつ、確実に地域の中で広がってきていると考えております。

平成30年度に開催した各地域教育協議会の代表者会議を今年度も開催し、関係者間の連携を強め、代表者会議での情報交換が各協議会にフィードバックされるよう、また「地域の子どもは地域の大人が育てる」という意識が生まれるよう働きかけてまいります。

3 河内寺廃寺跡史跡公園の整備

「河内寺廃寺跡」は近鉄奈良線の瓢箪山駅と枚岡駅との中間あたりに位置する古代寺院の跡地で、平成20年に国の史跡に指定されています。

これまでの発掘調査で、寺の金堂や講堂、回廊といった主要な建物の基壇（基礎部分）や礎石（柱を支えた石）など貴重な古代の遺構が見つかり、大阪の四天王寺と同じ建物の配置をしていたこともわかっています。

平成29年7月から史跡公園として一般公開し、周辺の方の憩いの場所として、また生駒山西麓の散策の休憩地点としてもご利用いただいています。

令和元年度におきましては、平成28年度に史跡追加指定を受けた土地及び平成30年度に追加指定を受けた土地の整備をすすめてまいります。

さらに、一般公開が開始されている史跡公園部分については、より多くの人に訪れてもらえるよう、周辺の文化資源や市長部局との連携した情報発信についても検討してまいります。